

參議院農林委員會會議錄第四号

出席者は左の通り。

委員
宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君
戸叶 武君

農林大臣官房長	渡部 伍良君
農林省農林 經濟局長	小倉 武一君
農林省農地局長	平川 守君
事務局側	

常任委員
會專門員
安樂城敏男君

大藏省主税局 税制第一課長	白石 正雄君
農林省農林經 済局金融課長	松岡 亮君

参考人

農林中央金
融公庫理事
鶴田 龜男君

第九部 農林委員會會議錄第四号

本日の會議に付した事件

○農林政策に関する調査の件
 (開拓者融資の金利に関する件)
 (冷害地の所得税に関する件)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○委員長(片柳寛吉君) 只今から農林
委員会を開会いたします。

前国に続きまして、昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。先ず佐藤委員の御要求によりまして、大蔵省の主税局税制第一課長が出席をされておりまするかから、先ず佐藤委員から御質問をお願いいたします。

○佐藤清一郎君　今回の十月五日の農林省の発表による作況指数から勘案をいたしますと、今年は全くの凶作の模様をしているのでありますが、従つて今回の閣会は救農国会と称されるような現状であります。こういうときに当りまして、農家の収入は激減することゝは申すまでもありません。従つて各省ともこれが対策を練つておるわけでありますが、大蔵省として、農業収入の現状から見て、どういふうな対策をとるお考えでおりますか、聞きたいと思ひます。

○説明員（白石正雄君） 本年におきま

しては広汎に亘つておると考えるわけ

でございまするが、このうち税の面でございまするが、この面につきまして、私から簡単にお答えを申し上げます。

と思います。御承知のように農村に對します所得税の状況は、大体全農家數の、平年におきましても一割五分程

度のもの、この程度のものが大体所得税の負担がかかつておるわけでござい

まして、所得税の面から申しますると、現在の農業所得というものにつきましては、非常に或る程度優遇なもので

になつておるといふことが一応言えるかと思つておるであります。これは御承知のように超過供出の問題とか、早期供出の問題とか、こういつたものが課税所得から外されておるといふように相成つておるわけでございます。で、大正二十八年度の当初の見込みといつたものでは、七十億圓星使つものが豊

業所得として課税になるのではなからうかというように考へておつたわけでありますが、超過供出や早期供出といふようなものが若し課税になるといふしますれば、更に三十億円程度のものが殖えるのではないかというように一應推定されるわけであります。従ひまして、そういったものが非課税になるために現在七十億円程度のものが課税になつておる。更に今回非常に凶作でありまして収穫石数が減るというような關係で、これは農業だけではないん

でございますが、申告所得税全体と

減になるといふような見込みを立てて

おるわけであります。これの大部分は農業関係の収獲の減によるものであるというように考えております。従いま

して事實上農業所得に対しまする課税は非常に割合からいたしまして輕微のものに相成つておるといふように考え

ておるわけでございます。更に税の調査その他につきましては、できる限り

実情に副いまするように、所得標準率の調査等につきましても慎重を期した
 といふように考へておる次第でござ

います。

○佐藤清一郎君 減税になることは想像にたかくないことでありますが、個々の農家に対する措置として、どういふようないわゆる温情あるやり方をされるか。爾來青色申告なるものがありますけれども、実際には農家として

は種々記帳し、そうして十分に青色申告の要件を具備したところの申告をするような農家というものは殆んどない、漸くなし得てもそれは人に頼んで、そうしている／＼衷情を余儀なく申告しているような現状であります。そういうような実際の農家の実情から推測して、今回はどういふふうにしたならばいいかというようにとまどいしているのが実情だと思います。従つて我々が町村に参りますと、この所得税の問題を何とかして一つ軽減或いはもっと的確にわかつてから税金を納める

ようにしてほしいというようなことを

別に今回の凶作に対する措置として

個々の農家の負担軽減についての具体的な事務上の措置や何かについてあるならば聞かして頂きたい。

○説明員（白石正雄君） 只今申上げましたように、平年におきましても農業所得税の課税対象は大体全農家の一割

か、一割五分程度というようなことに
相成っておりますので、税の面からと

いたしましては、農業所得税のかかる割合が非常に軽微なものであるというように見ておるわけであります。で、

今回更にそれが凶作のために収穫が減
 になつたというところに相成つておりま
 するで、この点におきましては、更
 に納税者数も又それによつて減少する
 というところに相成るだらうというよう
 に考えるわけでありまして、その調査
 その他につきましては、できる限り慎重
 を期しまして、経費の見直しとか、

或いは収獲高の見積り、又一般的に行
います所で標準率の調査というような
ものにすぎましては、できる限り実情
に合うように慎重を期しまして、そう
して課税をいたしたいというように考
えている次第であります。

○佐藤清一郎君 いや、その特別の通
牒とか、或いは次官通牒とか、主計局
長の通牒とかいうようなことによつ
て、事務上において十分勘案して措置
を講ぜられるのですか。ただ課長の意
見だけで、そういういわゆるここの答

弁だけで、実際にそういう事務上の措

置をとるのか、とらないのか、私はお聞きしたいのです。

○説明員(白石正雄君) 行政上の措置といったしましては、一応國稅庁長官がその執行の任に當つておられますので、國稅庁長官の指示と申しまするか、そういった方向において、下部の稅務署のほうにその意向を伝えるようにやつてゐるわけでございします。又この点につきましては、更に正式の通牒なり、何なり流すかどうか、こういう点につきましては更に打合せをいたしまして、よく検討をいたしたいというように考へてゐるわけであります。

○佐藤清一郎君 くだいようですが、どうも町村に行きますと、無論それは所得稅は町村稅等と比較しますれば、稅の農家負担の面から見て、割り方少なくつてゐることは事實ですが、ただ割當をしておられるような傾向が多分にあり、いろいろ折衝し、そうして稅務署のその係官と云々しても、容易に今日まで、個人折衝におきまして、も、こちらの言ひことが通らないというやうな実情があるのです。これは従つて稅務署の役人は、或いは我々をいじめのために、或いは如何にどのような内容を持つていても取上げない、共產黨じやないのかというほどまでに言われる面もかなりあるのです。そこで私は通牒を出してもらうことは特にお願いするわけですが、是非このことは大切なことです。地方の稅務署の職員にまでも、十分に今回の凶作についての大蔵省の親心というものが徹底できるように私はお願いしたいと思ひます。

○清澤俊英君 先般青色申告に代る一つの方法を考へてみますと、こういう

お話をしたが、その後作業はどういうふうになつておりますか。

○説明員(白石正雄君) この前申し上げました趣旨は、かように私は考へて申上げてゐるわけですが、青色申告に代る措置をとるといふことでなしに、これに飽くまでもやはり青色申告の手續に則つてやつて頂く、ただ青色申告の手續は非常に複雑であるから、なかなかこれはやれないじやないかというお話でございします。これにつきましては、いろいろ研究いたしまして、できる限り簡素化の方向をとるやうに一つ努力いたしたいというやうにお答えを申上げたいと承知してゐるわけでございします。それで青色申告の全般的手續につきましては、本年の四月以降いろいろ検討いたしまして、相当簡素化した次第でございします。併しなおそれが農民のかたへにとりましては、なお複雑であるという点もあらうかと思ひます。これにつきましては一つよく研究して置きまして、できる限り簡素化の案ができました時におきましては、一つできるだけ簡素化する方向に努力いたしたいというやうに考へておる次第でございします。

○清澤俊英君 非常に結構な御答弁であります。成るべく早くして頂きませんか。間に合いませんので、一つ最も早い機会に、できますれば会期中くらいにお知らせして頂ければ一番いいことだと思つております。

○説明員(白石正雄君) 農家所得稅の対象が全農家の大体一割五分程度になつておると申します趣旨は、そういう意味で、農民大衆に對します所得稅の影響するところが現在におきましては割合に少なくなつておるといふ趣旨で申上げておるわけでございします。決して一割五分であるからまあ輕視しておるといふやうなことは万々ないわけでございます。農家所得稅のかかる対象となつております農民のかたに對しましては、できる限り慎重に調査いたしまして、又稅制上といひますしても、できるだけ適當な措置をとることによりまして、課稅が公平に行われるやうにしたいというやうに考へておるわけでございします。只今住民稅の話をちよつと漏れ承つたやうでございします。このことにつきましては、私どもは実は只今町村長さんとか、村長さんというやうなかたからは反對のお話を承つておる、と申しますことは、実は所得稅を基礎としたしまして、いわゆる地方稅法の所得稅

してゐるんじやないかと思ふのです。兩方ともうかつかりして、そうして地方稅を納める時になると村民稅がどうだというやうな話で問題を生じていると、こう思ひますので、直接所得稅としての税額には影響はないかも知れませんが、残余の分に對してもそういうものが出て参りますので、やはり慎重に同様に取扱つてもらわんと工合が悪いと思ひますので、何かしら農家は一六%しかないんだからと、こういうので、そのほうだけはちよつと考へるが、あとのほうはいろいろお忙がしいんだからというので投げやりになる点が見えますけれども……。

○説明員(白石正雄君) 農家所得稅の対象が全農家の大体一割五分程度になつておると申します趣旨は、そういう意味で、農民大衆に對します所得稅の影響するところが現在におきましては割合に少なくなつておるといふ趣旨で申上げておるわけでございします。決して一割五分であるからまあ輕視しておるといふやうなことは万々ないわけでございます。農家所得稅のかかる対象となつております農民のかたに對しましては、できる限り慎重に調査いたしまして、又稅制上といひますしても、できるだけ適當な措置をとることによりまして、課稅が公平に行われるやうにしたいというやうに考へておるわけでございします。只今住民稅の話をちよつと漏れ承つたやうでございします。このことにつきましては、私どもは実は只今町村長さんとか、村長さんというやうなかたからは反對のお話を承つておる、と申しますことは、実は所得稅を基礎としたしまして、いわゆる地方稅法の所得稅

制というもので課稅をしてゐるため、或る町におきましては、農家の一戸當りの平均が千円程度なのに、給与所得者の一戸當りの平均が四千円程度になつておる、従つて非常にこれは町民稅を實際に課稅いたしました場合に、隣り近所いろいろその金額がまあ話題に上つて、一応徵稅上問題になつておるといふやうな話をされまして、むしろ國稅の課稅が或る程度農民に輕いのではないかといいやうなことをお話しする町長のかたもおいでになるといふやうな状況でございします。私どももいたしましては、先ほども申し上げましたやうに、超過供出とか、早期供出というものが非課稅になつておりますので、そういうた關係でまあ國稅の体系はこれは運用上悪いといふことではなしに、そういう面から或る程度輕減になつておることやむを得ないじやないかといふやうなことを申しておるわけでございします。決して國稅が農民のほうに酷になつておる、他に比較して特に酷になつておるといふことは万々あり得ないのではなからうかというやうに考へておる次第でございします。併し更に町村の末端におきましては、いろいろ私どもの考へる通り参つていない点もあるかと思ひますので、そういう点につきましては、今後とも慎重を期しまして適當な処置をとりたいというやうに考へておる次第でございします。

○清澤俊英君 只今お話しになりましたやうに、町村長によりましては、中には自分の財政収入の關係上というやうな人もありますが、實際の農民としてはどうもからいといふことは常に言われているのですから、その点は、まあ一つ

そういう無難な申請をして来る町村長があつても、これに對して余り耳を聞きはうがよいと思ひますが、このことは、結局この農家課稅をする上の勞働力の問題だと思ひますがね。農民は勞働収入だと、こう思つてゐます。農民所得は現在がそういうふうな考へてゐるところへ、實際問題としては勞働を所得の中から引かない、こういうものが残つてゐるのです。これはどうやら考へてみましても、私はしばしば言うのだが、ほかの産業と違つて農民の勞働力はあながちかたからといつて、余計勞働力はかかたからといつて、それで収穫が余計とれるわけじやありません。先天的に立地條件が分配しておつて、必ず減収地帯、收穫の少い地帯ほど勞働力を使うのです。そういうものを持つてゐるのです。仮に三石とれる耕地整理もできた立派な場所があるとするならば、それと耕地整理もできない、することもできないというやうな山間地帯におきましては、これはひどく言つて、五人も十人も人が余計一反歩にかかつてゐる。これが實際なんです。だからそういう矛盾をはらんだものが解決できないでおりますので、従つて農民はどこまでやつても満足したものがそこへ出て来ない。必ず出て来ておりません。そういう無理を常にかけておりますから、そのことを念頭に入れて、そうしてやはりあまり無理を言わないでやつてもらわなければ問題にならないと思ひます。たまたま再審査を要求しまして、そうして出て参りますれば、お前は五反で何人の家族をどうして食へさせてゐるのだ、たま／＼口をすべらして、少し人夫に働いておられますかといふと、再

審査を要求したために却つて所得を増されたという話が出て来るのでありまして、或いは庭の柿の木の柿を一つ／＼買えば幾らになるかといつて、子供がもいで食べているやつまで計算に入れたというような話さへ聞くのであります。こんな無理なことをして税金をとられたら、それは納得するものじやないだらうと思ふのです。庭の隅にある子供が食べている柿や「すもも」それまでを税金の対象にしてとるようなことを言われましてはならぬ、そんな重箱の隅を楊子でほじくるようなことであつたら、幾ら何でも成立たぬと思ふ。そういう無理のないようにこういう凶作時には殊に注意して頂きたい。

○説明員(白石正雄君) お答えが逆になるかと思ひますが、最後におつしやいました柿のやつておるのとが、或いは鶏の一羽まで算定して所得を課税した、こういうことは、過去におきまして非常に所得税が過重であつた時代におきまして、一部がやうな実例もあつたかと思ひわけでございますが、現在におきましては、もう先ほども申し上げましたように、農業所得税自体が非常に農業所得税におきまして少くなつておりますし、そういう点は万々あるまいというように私も考へておるわけでありまして、なお自分のほうに、いわば自家労働力を必要経費として見るべきだといふような御議論だつたかと思ひわけでございますが、この点につきましては再三論議せられておるかと思ひわけでございますが、いわば労働の対価といたしまして所得が生じておるわけでございますので、その労働力自体の経費を必要経費として

控除するということは所得税の体系自体が崩れる問題ではないかというように考へておるわけでありまして、これを労働者について申上げますれば、勤労者は給料として収入を得るわけでございますが、その収入に對しまして、只今一割五分の勤労控除がございまして、これはいわば必要経費といふような見方で引いておるわけでございます。残りのものにつきましては、全部収入に對しまして所得税がかかつておるわけでございます。若し労働の必要経費を引くといふことに相成りますれば如何でございますか。その残りの八割五分から又そういう必要経費を控除しなければならぬ、こういう問題になるかと思ひわけでありまして、従いまして、そういう点は農業の自家労働力につきましても同じやうな問題になるわけでございます。若しそういう意味の労働の必要経費を控除するといふ考へ方をいたしますれば、所得税の全部の体系が崩れてしまふといふことと相成るわけでございますので、そういう面から、いわば所得を生む源泉でございますので、これは控除することには相成らんのではないかと考へておるわけでございます。

○清澤俊英君 その問題はしばしば／＼田さんなども話をしてみておりますが、なか／＼議論としてはむづかしいだらうと思ふのです。然らばどういふふうにしたら一番合理的かといふと、私自身にも案はないが、考へてみますと、先天的な収獲減退地区が、それが事実においては労働力は余計かかるのです。作の少いところほど労働力が余計かかるというところはそこには何矛盾

があると思ふので、常に収獲と労働力というものは逆比例している。これは何か別に考へてもらわなければならぬものがそこに残つておると思ふのです。ただ曾つて平田さんなどにも私は何遍も言つた。何か知らんことに矛盾がはつきりして見えておるのだから、一つ相當の経費をかけて、もう少し実態を調べるのと同時に研究してみたらどうかと思ふ。普通の資本主義の考へ方の労働力の問題を取扱う場合には、地域との關係においてちよつと堅なものが出ておると思ふのです。その妙なものを残しておいて、普通の常識で考へるものと一緒の取扱ひ方をすることは何か知らんそこに無理がありはせんか。ただ収獲だけで見ましたならば、二石八斗のところと〇・三〇〇か。三石五斗のところと一五で済んでおる。それでかけたといふことになる、これは實際とらるる面から言ひますれば、現にそこに矛盾があるのです。それを何とか解決する方法を考へなければ、これは問題にならないと思ひます。これは一つ若手のあなたがたから老農の大官を一つ大いに説き伏せてもらわなければならぬ問題だと思ひますので、御考慮をお願いいたします。

○説明員(白石正雄君) 御質問の点は誠に御尤もの問題だと思ひますが、これは非常にむづかしい問題だと考へるわけでありまして、労働力を非常に多くかけたけれども、多くかけねばならぬにもかかわらず、他に比して所得が少い。こういう面を何か税法上考へるというやうな御趣旨のようでございますが、この問題はおよそ所得自体につきまして、単に農業所得のみならず、一般的に所得という問題に

つきまして、それに対して労働がどの程度投じられておるか、それに対して所得との關係はどうなつておる、これはもう所得全般につきまして複雑極まりないものがあると思ひます。これを言ひますが、こういう面は、これを経済的なあらゆる政策点におきましてどういふやうに考へるかといふ非常に困難な問題だと思ひわけでございます。税の面からこれを如何に考慮するかといふことに相成りますと、なかなか只今のところ的確な解決策もなからうじやないかといふやうに考へるわけでございます。

○清澤俊英君 私はこれは本當に一つお金をかけて調査して、やればやれるのじやないかと思ひますが、大体地区的にその労働力がこの地区はどれだけかかる地区といふことはわかるのです。山間地区の耕地整理もできないれば、段々畑であり、村から一里も一里半も離れても、牛馬でも車でも農耕に必要なものを運ぶことができないといふやうな所が現存しておる。そういう所ほど労働力はかかつて収獲は減退するといふ地区にきまつておる。だから耕地自身の価格にしましても、地価は地方によりまして部分的にちやんと違つておるものであります。それは昔からそういうものができ上つておるのです。そういうものを山出しに行きますれば、こういう田にはこういう所得税上の減税率といふか、所得の減率といふやうなものを制定して、そうして測れば、そう一枚々々むづかしいことはできないうにしましても、地方的にその無理なところは相當緩和できるのじやないかと思ふ。やろうと思へば私はできるとのじやないかと思ふ。ちやんと何百

年以來、小作料を定めておりました時分から、いわゆる年貢米と言われた時分から、地方的にも或いは耕地一枚一枚につきまして一畝田だ、特等田だといつて価格は付いておるのであります。それはいづれも実質的の収獲を標準にした評価なんです。そういうものが昔からあるわけなんです。最近になりますと、作報では重箱の隅を楊子でほじくるやうに耕地面積をきり／＼に出して来、一方では税金ではそういう矛盾をかまわんでおいて、当面はそれで押付けられる。これではもうだん／＼返納が殖えるだけであつて、立直ることではできない。こういう今実情になつておる。これはあなたにばかり申上げることではないと思ひますが、こういうことは一つ課長級のあなた方が中心になつて一つ／＼とやつて頂かなければ、これは問題は解決しないと思ふ。特にあなた方に一つ今度は大いにお願いしよう、こう思ふのだが、やろうと思へばやれます。昔からあることな

んです。それを皆ぶち壊したのではそれは問題にならぬと思ふ。これは天然の條件でこれだけの努力をかけたければ作がでない、こういう場所があるのですよ、ちやんと……。そういう所ほど時間をかけ、人力をかけても、かけただけでは絶対にとれないで、却つて収獲が少い。そういうものを残してあるから昔からちやんとそういうものを残してある。或いは「のび」田といふやうなものを与えてある。その「のび田」を作報あたりが来て重箱の隅を楊子でほじくるやうにして、現に毎年問題がそれなんです。果の調査と、農業委員会の調査と、作報の調査と反別の総数が食い違つて未だに解決

が付け得ない。解決しようと思えばわかりやすい。その村にどれだけの作報の言つておる「のび田」があるかはわかりやすい。さてこれを個人の上に割つて、誰がどれだけ持つておるかというのを割ることになつたら、これは絶対にできない条件になつておる。そういうことをして「のび田」を縮めて行き、そうしてその矛盾はかまわないで、税金は所得だけでかけられるということになりまして、これは理窟はどうあるとすればに合はんものかできて来ることは、これははつきりわかつておる、結論だけは……それはいろいろな理窟がどうだとかなんて言つたつて、農民は学者でありませんから、そう／＼理窟ばかり言つておられませんか、理窟が言われんものは一つ国が中心になつて立てて頂くより方がない。それはやはりあなたの方のよくな若いお方にお願ひするよりほかにと思ひますので、一つよろしくお願ひいたします。

○説明員(白石正雄君) どうも答弁を繰返すようなことになつて恐縮でございますが、お話を点は、誠に御尤もなことだと思ひます。非常に労働力を多くかけておるにもかかわらず、よつて生ずる所得が少いというようにするのは、労働力を少しく投じて多くの所得があるというものに対して非常に不公平ではないか。成るほどその経済的な或いは社会的な見地からこれを考えますと、お説の通りでございまして、同じ労働力を投じたら同じ所得があるのが、まあ公平の原則でございまして、それが現実にはいろいろの条件のためにそれが妨げられておる。併しそれを直ちに所得税の面から何か考慮する

がということになりますと、これはまあ労働力の投下自体は、まあいろいろ複雑なものがあるかと思ひますが、そういった労働力の投下の結果生じて来ましたその所得を對象としたしまして、その所得が幾らあるかということに向つて課税しておるわけではございまして、それに投ぜられた労働力の、その質或いは量の大小、複雑というやうな点との関連において所得の控除をやるといふことは、これは現在の所得税の体系をいたしまして、なかなかできかねるのではなからうかというふうに考へるわけでありまして、まあ農業所得自体につきましては、お話のやうな点がありますが、これを広く所得全般というやうなものについて考えますれば、まあなか／＼そのよつて来た所得を生んだところの労働というものが、非常に困難なものであるが、質、量の見地から見てどういふやうな差があるかというやうなことは、これはなか／＼困難な問題になりまして、それとの関連において所得の控除をどう考へるといふやうなことは、實際的にも、又理論的にもなか／＼解決困難な問題ではなからうか。従ひまして、お説のやうな問題を若し考慮するとすれば、ほかの経済策なり、何なりにおきまして、或いは社会的な政策なり何なりにおきまして、非常に山間地或いはその他のところの、いわば土地のそれだけの収獲力がない面につきましては、それだけ土地改良なり、何なりを施して、その生産力を高めるといふやうな方向から、まあ漸次解決されて行くべき問題ではなからうかというやうなふうに考へておるわけではございまして、併しなおお説の点を休しまして、

私も又広く検討は続けたいというやうに考へております。

○清澤俊英君 くだいようですが、ちよつとまだあなたが私の言うことが、説明が悪いが知れんが、呑み込んでおられんところがちよつとあるかと思ひます。先天的な立地条件が労働力を支配しているのです。そういう現実があるのです。だから立地条件の悪い所は、悪い所ほど努力がつかつて、非常に優れた努力を持つておりまして、余計なかりまして、そうしてその上そういう場所に限つて、又立地的な収獲減退の地区だといふのです。それを土地改良で直せなんと言つたつてなか／＼直らない。そういう場所がたゞさんある。そういうことが、まあこれは甚だしい例を挙げれば、そういう形が出て来るのですから、昔からです、地価のありました時分は一等田から特等まであつた。八等から十等くらいに分けたときさああるのですから、そういう場所はこのだけの価値のない土地だといふ値打ちを付けてそれが下つておる。これはいわゆる封建的の時分からのものは取獲が中心になりますので、その取獲に対して労働を維持するだけのものを残そうといふので、そこで年貢料といふものは下つて来る。とにかくあとに残る取獲をどれだけ与えるかという考へ方ではないかと思ひます。そういうものが昔からある。昔のものをもう少し研究してみてもいいかと思ひます。差別が付いていて、あの暴虐な殿様でさえ「のび田」を与えたり、いろいろなことをして、それを緩和して行つてゐる。この昭和の今日、それが考えられないで、考え出せ得ないとしたら、それはおかしい話だ。一つお願い

します。

○説明員(白石正雄君) なか／＼困難な問題かと考えますが、まあお説の点につきましては、なおよく研究いたしたいと思ひます。

○委員長(片柳真吉君) 他に御質問ありませんか……。それではこれで休憩いたします。午後は一時から開会いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後二時一分開会

○委員長(片柳真吉君) それでは委員会を再開いたします。

前回の委員会が開拓者融資の金利の問題につきまして本日審議をいたすことになつておりますので、本日は農林省の農地局長、それから参考人といひまして、農林中央金庫の鶴田理事及び沼部審査部長、全日本開拓者連盟の委員長の飯島さん、このお三名の出席がありますので、これより審議に入ります。

○河野謙三君 今日中央金庫並びに開拓者の代表者から経過を伺いたいと思つたのですが、農地局長の顔が見えませんが、農地局長にちよつとお尋ねしますけれども、この前の開拓者の融資の問題の審議の経過において、速記録にもちゃんとつづり出ておりますけれども、農林省は中央金庫とも十分交渉の結果金利を二銭二厘に引下げた。その場合に条件としては日銀の適格担保云々の問題が出ていたけれども、その後において出ていたところから、開拓者の預金の利子を下げるのと、上げるのとという問題は一言半句触れてないのです。その責任は一体ど

うされますか。私は予算委員会がありますから、今日は時間を急ぐ關係上、率直に単刀直入に申し上げます。農地局長はここで言明された。適格担保の問題以外には条件はない。二銭二厘に下げますといつておきながら、その後中金と開拓者の間に農林省が入つて預金利子を下げるという問題の交渉まで轉旋されておるといふことは一体どういふことですか、伺います。

○政府委員(平川守君) 御承知のように前回の委員会の際に、この二銭二厘に引下げるかどうかということが非常に重大な問題の要点であつたわけですが、それに關していろいろ御質問があつたわけでありまして、私も、私どもといたしまして、実は当時中金側のほうもまだ態度を明快にいたしませんで、二銭四厘くらいまでのところまでは話が付いたものでありますけれども、二銭二厘といふところについては話はつきり付かなかつたわけでありまして、河野委員の非常な御追及に對しまして、はつきりと二銭二厘にできまうといふことは申上げかねたわけでありまして、併し私の心積りとしては十中八、九それができるだらうといふことはお答え申しているわけでありまして、そのときに主として折衝をいたしておりましたのは、日銀の適格担保の問題が大前提である、これがなければ到底その二銭二厘というやうな話は問題にならないと、こういうことのために、そちらのほうに主力を置いて日本銀行と折衝をいたしておつたわけでありまして、これにつきましては、会の終る頃になりましてはまあ見通しが付いて参つたと、はつきりと日銀の明快なる文書等による答えを得たわけではあり

かしらたのであります。これにについては差当りの名案というものが無い、直ちに手が打てる名案というものが無いのです。それで取りあえず預金のうちの一度に付きまして、その利子を一分程度下部に。金額で申しますと、年間にいたしまして二百数十万円の収入減に協会のほうがなるわけであります。一面信用基金の貸出のほうが一銭二厘になりますと、開拓者としては千八百万円くらいの利下になりましますので、一応そういうことで早く二銭二厘の督促をしたらどうかというところで、

旋をしたわけでございませう。当時のそのういふ考え方を持っておりまして、このために、表現がその以外には何も問題がないというふうにと受取れるやの表現をいたしておりますことは誠に恐縮でございます。

○河野謙三君 この問題を論議する過程において、あなたのほうと中金とも再々折衝があつた。その折衝の内容は私は知りません。知りませんけれども、折衝の結果、あなたがここにきて答弁されるのです。速記録をこちらになつたでしよう。書いてありまして、しやう。「これができますれば、中金としても二銭二厘で出すことに異議がないと考えております。」と書いてあります。「これができますれば、適格担保のことです。これができまれば中金としても二銭二厘で出すことに異議がございませんと書いてある。私はそのいふ／＼な中金との裏話は聞きたくない。議会においてはあなたと私と話している。あなたと参議院の農林委員会と話している。附加して言いますけれども、開拓者には開拓者の採算がある。中金には中金の採算がある。開拓者の採算は一体あなたに算だと思つてゐるのですか。中金の採算と開拓者の採算と、あなたはどちらが苦しいと思つてゐるのですか。これは一般の金融にやありません。特殊金融ですよ。法律によつて開拓者を保護しようという法律案です。この特殊の金融に、まさか中金が一般の金融と同じような利権を稼ごうと、そんなことは考えていないと思つてゐるべきではない。それと一般の金融と同じように採算が合うとか、合わないとか、そういうところに持つ

て行くそろばんにやありませんよ。中金の採算は特殊金融に持つて行く採算にやない。中金の採算の問題に触れたくない。この前の農林省が我々に答弁された答弁のその資料をどうのこうのと言ふのじやない。揚げ足をのこのじやない。いふ／＼の経過において、あなたのほうも御苦心なさつて中金と折衝された結果、こういう結論が出た。ところがその後においていふ／＼と話が變つてゐる。仮に若し話がその後において出て来たならば、あなたの今のようなお話があるならば、休会中にも農林委員会をやつてゐるのですよ。この間の十六国会の開拓者の融資の問題で、その後中金ではこういうことを言ひ出した、どうも一応理窟があるが、農林委員会どうです、ということとを言う機会があつたじやありませんか。それを農林省と開拓者と中金の間で、三者の間で弱い者がいじめをして業務の執行ができないように追いつめて行つて強姦して、今日明日のうちに開拓者から返答させよう、これは強姦ですよ。強姦幫助罪ですよ。あなたはそう思ひませんか。私はいづれにしてもここに一面議會と農林省の間でちゃんと連記をとつて明快に答えて貰ひたいもので、私個人の意見ではありませ

う。私は断じてあなたの言われるような、そういう側面立つての御答弁は聞か耳は持たない。それでもなお且つあなたには中金と開拓者の今までの話はこれを是認されますか。

○政府委員(平川守君) 只今申上げましたように、私は開拓者のこの信用基金による貸出し、この貸出しが二銭二厘であるということが最重点であると考へてゐる、その二銭二厘というものは実現できる。その場合に開拓者の採算の話もございまして、開拓者には二銭二厘で迷惑をかけない。ただその資金の融通の運用に當る協会の事務費について、二百万円程度の従来よりは減少が起るということでありまして、これももとより避けたいことである。勿論避けたいことである。けれども、開拓者自身に直接に金利の負担が行くことではないので、まあよほど辛抱をしやういふ事柄ではなからうか。併しそれともよりないほうがいいのでありまして、そういうことの案をいふ／＼考へてゐるわけでありまして、ただ併し差当り秋肥の問題が迫つておりますので、一応これで発足をし、そうして追いかけてこれの是正をするような手段を考えたらどうか。それはいふ／＼まだ未熟な点があるわけでございますが、実現性についてまだはつきり見通しが付きませんので、ここで申上げませんけれども、将来の問題として、できるだけ早い機会にそれを直したい、こういうふうな考へてゐるわけでありまして、当時の私のほうへの中金のお話にもそういう話はあつたことはあつたわけでありまして、そこでこれはこの点を十分にここで以て明らかにして論議の対象にしておらなかつたといふことは、比較的我ががそれを軽く考へておりましたので、甚だ遺憾でありましたけれども、直接に開拓者の採算に影響しない面でありまして、ので、取りあへずそれだけ成るべく早く発足するといふ意味におきまして、そういう妥協案を是認したわけでございます。決してこれを弱い開拓者に無理やりに負担を押し付けるといふようなつもりはございません。

これは一体と言へば一体のようなものでありまして、まるで無関係であるなどとは私も決して申しません。従つて団体のほうの経理というものの十分成り立つようにならなければならんことと思ふのであります。ただ併し直接に開拓者の金利を殖やしたり、下げたりするといふことは、やはりそこに段階の違いがあるのじやないか。早い話が、例えば政府の出費額というものを殖やすといふことができませんれば、それによつて協会の収入というものは殖やすこともできるわけでありまして、私も現に二十九年度の予算におきましては、この政府の出費額を殖やするといふことも一面考へておるわけでありまして、そういう面になつて協会のほうを救ふことはできるといふふうな考へますので、そういう国会に對する関係において、その表現の十分なお詫びをいたしまして申しましたようにお詫びをいたしますけれども、実際の事務の処理といたしましては、これで発足をいたす。明年度の出資金も増加する、これによつて協会の採算、協会の事務運営に支障のないように私は十分考へて行く、こういうことで処理するのが實際的ではなからうか、かように考へております。

○河野謙三君 もう一点はつきりと伺

○政府委員(平川守君) 只今申上げましたように、私は開拓者のこの信用基金による貸出し、この貸出しが二銭二厘であるということが最重点であると考へてゐる、その二銭二厘というものは実現できる。その場合に開拓者の採算の話もございまして、開拓者には二銭二厘で迷惑をかけない。ただその資金の融通の運用に當る協会の事務費について、二百万円程度の従来よりは減少が起るということでありまして、これももとより避けたいことである。勿論避けたいことである。けれども、開拓者自身に直接に金利の負担が行くことではないので、まあよほど辛抱をしやういふ事柄ではなからうか。併しそれともよりないほうがいいのでありまして、そういうことの案をいふ／＼考へてゐるわけでありまして、ただ併し差当り秋肥の問題が迫つておりますので、一応これで発足をし、そうして追いかけてこれの是正をするような手段を考えたらどうか。それはいふ／＼まだ未熟な点があるわけでございますが、実現性についてまだはつきり見通しが付きませんので、ここで申上げませんけれども、将来の問題として、できるだけ早い機会にそれを直したい、こういうふうな考へてゐるわけでありまして、当時の私のほうへの中金のお話にもそういう話はあつたことはあつたわけでありまして、そこでこれはこの点を十分にここで以て明らかにして論議の対象にしておらなかつたといふことは、比較的我ががそれを軽く考へておりましたので、甚だ遺憾でありましたけれども、直接に開拓者の採算に影響しない面でありまして、ので、取りあへずそれだけ成るべく早く発足するといふ意味におきまして、そういう妥協案を是認したわけでございます。決してこれを弱い開拓者に無理やりに負担を押し付けるといふようなつもりはございません。

○河野謙三君 大体農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

○河野謙三君 大體農地局長の腹もわかりましたから、私はよくは申しませんが、ただあなたが今開拓者の利害と協会の利害とをまるで無関係のようなことをおつしやいましたけれども、これは直接か間接かの問題であつて、協会の利害は即開拓者の利害ですよ。そうでしょう。それを画然と区別されま

をされるのですか。

○政府委員(平川守君) 当然のことと言われるとちよつと困るのでありますけれども、中金のほうの立場というものを考えると、差当りこのくらい程度の措置をとることが実際の処置としてはいかというところで、実際の処置としてもこれは開拓者としては不満もあらうかと思ひます。一面中金としても非常な勉強をしておるつもりでおるわけでありまして、これで正当であるといふふうな言葉でそう認めるかと言われると、ちよつと答えに窮するのではありませんけれども、そういう意味で實際問題の処理としては、こういう処置をとるのが適當ではないかというふうに考えております。

○河野謙三君 それでは私はもうこれ以上農地局長に聞きません。中金の要求が当然であるとおつしやるなら、改めて私は委員長から資料を要求してもいい。中金の採算というものは開拓団の融資だけで独立の採算が立つてゐるわけではない。つきましては、中金の最近の経理につきましては、中金の私の私利関係係を、採算をこの際調査したい。でありますから、中金の過去三年とは言いません。過去一か年間につきましては中金の採算を調査するためのあらゆる資料を当農林委員会に提出を要求して下さい。

○委員長(片柳真吉君) 承知しました。

○森田豊壽君 農地局長に伺いたいのですが、この問題につきましては私も大分質問をした一人でありますので、この際一つ農林省の農地局長としての考え方をはつきりしておきたいと思ひまして質問申し上げるわけですが、一休

中金と開拓協会との間におきまして、先ほど来河野委員からの質問にもありました通り、両者の間におきましての取引、即ち預け金というものの対しまし、これが預け金を下げる、下げないというの双方の合意の上でやつたことであるから、農林省もこれを黙認し、又この幹旋に対してもやぶさかでないように私は聞かされたのであります。私は農林省は先ほど来河野委員の意見にあつた通り、農林省が責任を負ひまして、これは開拓に対する法案であるわけで、中金に對しましてどうしようというものは附随して出て来た問題でありますので、若し中金が打算がとれないというところであるならば、当然救済者に対しては今度の災害補償の融資の問題であります。これは当然考えるべき問題であつて、農林省がこれは考へてやるべき問題で、何も二人の間で我慢しろ、我慢しろと言つてやらせることではないと思ふ。もと／＼この法案を審議するに當りましては、そういう問題はもと／＼なかつたはずで、裏の話を聞いたら、ここで取上げている／＼質問しなければならぬわけですが、そういう場合には今後幾らもそういうことがでると思ふ。そのときには農地局長としては全部の問題に關連しないとおつしやるのであります。うが、そういう観点からしまして、農林省の農地局長といたしましては、各局の連絡もありましようが、当然これはその措置を講じてやることが必要であると思ふ。今度の問題は農林省の責任であると思ふ。その内輪の取引は農林省が中へ立つて、両者の不利益にならないように、今まで通りであつ

て、而も金利が安くなつた、融資が安くなつたということが我々の委員会では決定したという全部の諸君の意思であつたと思ふ。従ひまして、その措置は農林省の責任においてやるべきものである。若し開拓融資保証協会のほうにあつた場合には、開拓融資保証協会のほうに何となくその方法を伝える、例えば政府の出資をもつと出してやる、或いは中金に對してはほかの問題に對して大いに一つ援助をしてやる方法をとつて貰ひたい、そういう意思がおありであつたかどうか、又今後におきまして、そういう問題に對してはそういうときに処置されるかどうかということ一つ……。

○政府委員(平川守君) 只今河野委員の御質問の際に申しましたように、この金利の引下ろしの問題は主として開拓協会の採算に關係する問題であります。従ひまして開拓協会の採算を好転すべく政府の出資を殖すということについて考慮しておるという状況であるわけでありまして、それから中金等に対する方法について検討してゐるわけである状況であります。それによつて協会のほうの経理が円滑に進む程度のこととはやつて参りたい。開拓者自体に對しましては、この委員会の決議に對しましては、二銭二厘というものが実現するわけで、従つて我々といひましては、もとより協会のほうに對する利子の収入が減らないということも希望するところでありまして、中金の立場も考慮いたしまして、その程度のこととを妥協点として早く出資したかどうか、こう考へておるわけですが、

○森田豊壽君 くだいようですが、私が前の委員会において質問したときは、協会のほうの預け金の利息で以てやつて行くには余裕があるかということをお話したときには、余裕がないやうなお話であつた。そうすると、今度は仮に二百万円資金が減るとしますと、それで以てやつて行けるか、行かれんかというところは、やつて行かれんかという計算になると私は思ふのであります。預け金がそれだけ減るわけですから、そういうふうになるわけですから、それは今の御答弁で、来年度にこうするから今年は我慢してくれ、あとでその埋め合せをするということであるというその考え方につきましては、私も大いに敬意を表しますが、併し現在においては足りないということからはもう間違ひない事実であつて、これから今度よりも給与ペースが上がる場合もあるでしようし、協会も非常に困難であると思ふ。これはただ開拓協会のみならず、あらゆる団体がそういう場合に對してそういう状態になるのであります。もつと反對に言へば、中金も同じくそういう取扱いについてはそういう点が出ると思ふ。従ひまして、そういう点に對しましては、今後におきまして来年度考へるとか、或いは速かにできるだけ早くやるというお考えは間違ひないですね。

○政府委員(平川守君) そういうことはできるだけ早い機会に実現したい、こう考へております。

○委員長(片柳真吉君) 質疑応答を聞いておりました、農地局長の御答弁で、こういう点が一つはつきりしておかなければならない点だと思ふのです

が、この前の委員会で二銭二厘にする条件としまして、速記録では、大抵日銀の適格担保ということのお話以外になつた。ところが今日のお話を聞くと、その当時農林中金等との相談においても、今言つた日銀適格担保以外にやはり預金金利を或る程度下げるといふお話が強く出ておつたのかどうか、或いは条件とまでは言へんにしても、預金金利を或る程度一分なら一分下げるといふことが農林中金当局からは非常に強い希望があつたのかどうか。さつき河野さんの質問でも、その後そういう問題が強く出たのか、この前の御答弁の際にもその問題が強く出ておつたが、まあ表現として、その点がはっきり表現できなかったのかどうか、そこにおいて大分その当時強い条件であつたんだが、まあこの委員会でもその表現が足らなかつたというのであれば、まあ表現の巧拙という問題になる。そうではなくて、その後の条件として預金金利の引上という問題が強く出て来れば、これは我々としてはその後の情勢の変化において、新しい問題として見なければいかん、こう思つてゐる。その変化は私ははつきりさせて……、これは農林中央金庫當局も御出席でありますので、その点をはつきりしてもらいたい、こう思ふのです。

○政府委員(平川守君) 中金からは、當時においてもこの採算の問題について非常に強い話があつたわけでありまして、ただ併しこれについては、要するに中金の採算、殊にその他のいろいろな貸付の制度に關連があるという意味において強い要求があつたのでありまして、この開拓者に対する資金の負担

部分としての話は、金額は非常に細かい金額であるわけであります。そこで我々といましては、要するに中金が他のいかなる漁業手形その他の貸出に対する関係とか、或いはそういう関係も考慮して自分の採算を割らないという程度のことであるというのだ、従つてこれについてはいかなる方法があるのじやないかというのを考えておりましたし、且つ先ほど申しましたように、直接開拓者の問題では必ずしもない、勿論密接な関係はありますけれども、協会の事務が進行するという問題であつて、必ずしも直接に開拓者に対して負担をかけるという問題じやないという意味において、我々は非常にそれを軽く考えておつたわけで、中金としては採算の関係であり、且つはその他のいかなる制度に關係のあることでもありますから、要求としては強い要求であつたのであります。我々はそれを何とかいかなる方法があるのじやないかという意味において、比較的軽く考えておりましたために、殊に当委員会の空気にしても、一番重要なことは二銭二厘を実現するということが中心であつたように思ひましたので、その二銭二厘を実現するということが我々としても全精神を集中いたしました関係で、その表現が非常に軽く出ておつたかと思つたのであります。但しあの連記録を詳細に下さいますと、そういう気分は若干出ていますように思ふのであります。

○委員長(片柳眞吉君) 農林中央金庫當局も出席であります。大分時間が過ぎておりますが、
○清澤俊英君 中金のほうですね、先般の農林委員会の際には、そういう今言われているような核心的預金利子を引下げるという問題は私は聞いておらないと思うのだ、はつきり……。今委員長の言う通りなんだ。その後それがどういふわけで、それが他のほうの關係であるとか、或いは採算が合わないというやうなことを当然として出される、採算の問題などは、御専門であるからあなた方が一番よくわかつている。採算が合わないければ私は御承諾なさるとは思ふ。又他との関連という点につきましては、開拓融資というものの一つの性格は、普通の金融とは違ふのじやないか、こう私は主張して参つたのであります。結局開拓をやらせるといふことは、増産という国の要請と、今一つは敗戦後の失業対策という問題が加味してゐるのだから、これは特別に見るのが至当じやないか。根本的に見るのが違つておりましたら、従つて金融の措置が、そこに幾らかの違いがあつたとしても、他の振合という問題は私は出ないと思ふ。それらをみんな加味せられて御承諾なさつたものと思ふが、それがあとになつて他の振合であるとか、或いは採算だとかいふやうな問題を出されるということは、余り權威がない話じやないか、こう思ふのですが、中金の當局はどう考へておられるか。そんな權威のないことをお約束せられたとは私は考へておられない。これは農地局長というよりは、むしろ中金という農村の金融を扱う大機關が責任を以てやるべき仕事だ、こう思ふのです。その点どうなつてゐるのですか。

○参考人(鶴田龜男君) 只今の御質問にお答えいたします。多少誤解があるように思ふのでありますが、実はこの問題が当初討議せられましたこの委員会に出席いたしましたのは私でありまして、當時のことともよくはつきり記憶しておるのであります。そのときに私からお答え申し上げたことは、従来の制度に代つて開拓融資保証法という法律に基づきまして、立派な保証協会ができる。法律の根拠を持つた協会が債務について保証されるということでありまして、この機会にこの關係の融資の金利を若干引下げるといふやうな用意があります。そういうことは目下考慮しております。そういうことは目下の席でお答え申し上げたのであります。その後の具體的な金利の問題につきましては、農林省のほうから私のほうに話がありまして、その間で交渉をしたのであります。具體的に私のほうで二銭何厘にするとかという問題はこの席ではお答え申し上げておりませんので、農林省との間のやりとりがあつたわけでありまして、さように御了承をお願いしたいと思います。

○清澤俊英君 それでは、農地局長もそうですが、局長でなくて、金融のあれ、農林省でやつておるの誰でしたか。
○委員長(片柳眞吉君) 金融課長が見えております。
○清澤俊英君 金融課長も中へ入つて御説明があつたと思ふ。この利子を下げるについては手形を、日銀が適格手形として取上げるか、取上げないかというところが基本であつたと思ふのです。とにかく御報告としては、日銀も適格手形として取上げるといふこと、こういうことまでは私は記憶はありますが、とにかくそれらの日銀との関連においてお話しが付いて大体二銭四厘と思ふのですが、二銭四厘でなお不便だ、二銭四厘までは確かに話が付いた。で、それではまだ不服であるから二銭二厘にどうだ、こういう河野君からの話があつたと思ふ。それに対しては善処するし、大体よろしいうございしよう、こういう御返答があつたと、こう私は記憶しております。その後何ら報告がありませんから、二銭二厘にきまつたものと我々は了承しておつたのであります。ところが突如として日銀等のことは他に流して、ただ中金と農林省との關係で、中金は私は知りません、だからそういう答えはしておられませんという話は、これは全くその場逃れの仕事をしておいて、あとで以て文句を言うというやうな恰好になつて行くのですが、一体全体それはどういふ話合になつておるのか、今一度初めからやり直さなければならぬ話であるが、中金でなくとも、それを二銭二厘に下げていいといふことは言うてある。言うてあつたものができなかつたら、私のほうではできませんと、はつきり農林省を通じて言うて来てくられたらいいと思ふ。それをあとになつてごちゃ／＼もめているのは、これは以てのほかのやり方だと私は思ふ。大体ここに傍聴人もたくさんおりますが、農民は中金というものを自分の金庫だと思つておられます。農民の金庫を作つてもらいたいといふことが……、これは一応もう少し農民の金庫になるように一つ御努力願ひたいと思ひます。その間の日銀等との交渉のいきさつはどうなつておりますか。おやりになつたのか、おやりになつておらないのか、一つはつきりお聞かせ頂きたいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) 実はその当時私の席で何も申し上げておりませんので、ほぼ當時の構想につきましては農地局のほうでございまして、二銭二厘に引下げようの中に立ちまして中金のほうには申入をやつております。併しそれは私のほうでもいかなる關係がありまして、主として農地局と中央金庫のほうでお話しになつております。
○委員長(片柳眞吉君) 只今の清澤委員の御質問の点は農林中金に対する御質問で、二銭二厘というものは、これは中金當局がこつちへ言うべき筋ではないのであります。この話があつたときに、今言つた預金金利の引下という問題が強く、その条件とは言えないにしても、非常に強い要求になつておつたかどうか、その辺のいきさつをやりお話し願ふと、日銀の適格担保といふことしか我々の考えとしては出て来ない。これは同時にやはり預金金利の引下という問題も農林省と中金當局の間においてはすでに強い話合として出ておつたかどうか、これは先ほど農地局長からは答弁があつたわけでございますが、農林中央金庫當局からもその辺の事情をお話し願へば……。
○森田豊壽君 それに關連して私も……。一体この話がこんなにこんがらがつておるやうな状態に内幕が現われて来たわけでございますが、この法案は通つておるのにもかかわらず、その手続も何にもまだできずに、そのため貸出も何にもできない状態に現在あるのですが、例えば金利の引下が決定しなければ貸出ができない、或いは二銭二厘にできないといふやうな点、これは農地局長に伺ひたいのですが、

我々議会で通過しておりますが、そのうち点がまだ全然取扱いの運びに至っていないかどうか。それから又運びに至らない理由は、今言つたような理由で以て運びができないのか、その点をばつきりして真かないかという点、我々は法案を通過させて置きながら、ちつともそれはできないという点に就いて、併せて伺ひたいと思います。

○参考人(鶴田亀男君) 先ほどお尋ねのありました問題についてお答えいたしますが、先ほど申し上げましたように、私当委員会に出席いたしましたから、数日後のことであると記憶しておりますが、農林省のほうから正式の御交渉がありましたので、中央金庫として回答を申し上げております。その内容は、第一に申上げておきますことは、この制度ができました機会に、ほかの条件が変更されないということであらば貸出金利は日歩二銭四厘を適用するということが一つであります。それから第二番目に申上げてありますことは、若し本貸出について日銀が適格担保として資金措置を講じた場合であつて、又資金の預り利率を従来よりも年一分引下げ、即ち五分とするのとを条件として、二つのことを条件とすれば日歩二銭二厘を適用いたします。こういうふうな回答を申し上げてあるのではありませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 森田さんの点についてお答えいたしますが、この前国会で通過いたしました法律の事項につきましても、只今各県に保証協会の設立中でありまして、その手続は進んでおるわけでありまして、ただこの金利の問題は法律的に直接には関係はないのであります。ただ決議としての二銭二厘ということがあつたわけでありまして、これを速かに実行すべく、別に中金と話を進めておるという関係にあるわけでありまして、

○清澤俊英君 この日銀との担保の取扱い方はどうなりましたか。

○参考人(鶴田亀男君) その関係は申落しましたが、私のほうにいたしましては、日銀が適格担保としてこの手形を認めるような交渉を再三に亘つて実施いたしましたのであります。この際明確に適格担保にするというようなことは申しておりませんけれども、事象が担保に差入れる必要があるという場合は、それは考慮するということうな大體の意向でありました。

○清澤俊英君 それじや大體適格担保として取扱つてくれという意味合に私は受取つていいと思う。然れば何も下げないでいいでしょう。その回答の文面から行きましても、預金金利を下げに行く必要はなく取扱いはできやせんかと私は思ふ。

○参考人(鶴田亀男君) 先ほど申し上げましたように、この貸出し金利を二銭二厘に引下げるにつきましては、私のほうは二つの条件を一緒に付けたわけでありまして、一つは今の日銀が適格担保として認めるということ、それから基金の預り金利を年一分引下げ、この二つの条件を示してあるわけでありまして、さう御承知願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 私どもは今言われる二つの条件ということとは、今初めて恐らくはみんな聞いたと思う。當時は適格担保として取扱うか取扱わんかが問題になつて、それを取扱われても預金金利

子を下げなければならぬということとは初めは徹頭も出ていないと思ふ。私の記憶が違つておれば別であります。その書類はあつても作られず、その書類にどう書いてあるか知らんけれども、書類はあつても作られる。私どもにはさういふ感じがいたします。どうもそれは審議の過程におきます結論と、その書類がちよつと違つてやしないかということが私どもには思われま

○政府委員(平川守君) それにつきましては私のほうの責任であります。中金からはさういふ採算上という金利の引下のようなことをやつてもらいたいというふうな話はありません。併し私どももいたしましては、先ほど申しましたように、これは協会の機能の運営の問題であつて、直接に開拓者に行く金ではないのであるから、我々としてはほかに方法があるのじやないか、必ずしも一分下げるといふことでも、ほかにも方法があるじやないかという点で、これは一方交渉を進めておりましたけれども、併しさういふことで大體さうひどく開拓者に対する負担ということにはならぬと考へておりましたために、比較的軽く考へておつたわけでありまして、問題は、むしろ日本銀行が受取るかどうかということ、これは制度の問題であります。この制度ができませんと二銭二厘というものは制度上実現できないといふ非常なキ・ポイントになる。そこで我々としてしましては、その点に非常に力を入れました、それをもつぱら日本銀行と折衝する、又中金からも折衝に行つてもらうということ、その点ができれば二銭二厘ということとは実現で

きる。ただそれに二つの条件と言われましたけれども、これは二銭二厘が実現できないということじやなくて、その中金の採算上の希望である我々は解釈いたしましたのであります。従つてこれについてはなお勿論折衝の余地もあるし、それからそのほかの方法もあるじやないかということ、二銭二厘実現ということについては、その点はさう支障はないというふうに考えましたために、私どものほうに、先ほど御指摘がありましたように、ここで強調しなかつたわけでありまして、もつぱらその適格担保の点を強調して、これができないと駄目なんだということを申しましたために、それだけで万事済むというふうな理解をせられませんでしたこと、我々のほうの言葉が足りないもので、これはお詫言を申し上げておくわけでありまして、併しその後のおこの一分引下という問題につきましても、いろいろ折衝をいたしまして、引下げないでほかの方法ということは今まで随分お互いに研究をいたし、中金側でも熱心にそれを検討してくれたわけでありまして、結局差当り全部一分引下という程度で、繰額年にして二百万円程度の負担になるわけでありまして、そのくらいの程度の部分の一部引下を行う。さうしますと、額で申しますと四億ばかりの預金のうち二億五千万円のものをも一分引下げるというふうなことで差当り充足して、さうしてなお協会に對しては、先ほど申したような出資の増加というふうな点もありまして、そのほかの方法も今考へていたしております、それによつて中金の採算上のバランスがとれさえすれば、これは改める用意があるということで、一

応答協して充足したらどうか、こういうふうな考へたわけでありまして、その誤解を生ぜしめた点につきましては、私どものほうに責任があるわけでありまして、

○清澤俊英君 農地局長の言われたことはわかりませんが、私どもが中金のかたに話をしたときは大體二銭六厘だと思つたのです。初めは……。でなければならぬということ、これは日銀が適格担保として割らないから、ときによれば自己資金で賄う、賄う場合には他の金融機関から借りて来なければならぬ、それが僕は前提であつたと思ふ。それが中金から持つて参りましたのを適格担保として日銀で割れば当然ほかの問題は要らないことになる、その理論から行けば……。自己資金は要らないのだから、ほかから借りることも要らないのだから安定したる金融の途が付くのだ、それが見通しが付いていなければならぬ、さうな一分利子を下げなければならぬ、さうなことがあつたに殘るといふことは、審議の過程において一つの大きな矛盾があると思ふ。さういふ問題の出たことは、結局すれば、これをやつて行く上に中金としては自己資金でやつて行かなければならぬ。ないときは、だから借りて来なければならぬ、さういふのが前提であつた。そこはさうなんです、中金としては……。あなたは確かさういふふうにお答えになつた。

○参考人(鶴田亀男君) 一応私からお答えいたしますが、お話をございまして通り、従前の開拓信用基金制度に基く貸出利率は日歩二銭六厘を適用しておつたのであります。それを二銭四厘に下げます理由は、これはこの前私が

参りましたときも御説明申し上げたのでありますが、それは従来の制度というものは基金が申合せ式のものでありまして、それに基きます預金も、これは正式の私のほうの担保としてもらつてゐるのではありません。それを見返りにして貸出しておつた関係で、そのほかの又事情で二銭六厘というふうなことを適用しておつたのであります。今度の開拓信用基金制度という立派な制度ができて、法人格を持つた協会が正式に債務保証をする、こういうふうなことはつきりした条件が揃いましたのと、それから過去において開拓信用基金制度で取扱つて来ました融資成績も比較的良好であるというふうな事情から、この法案ができました機会に二銭四厘に下げよう、というふうな腹をきめたわけでありまして、それで日歩二銭四厘の貸出レートを適用するにつきます。日銀が適格担保に認めるとか、或いは認めないとか、そういう問題は別に条件としては一つも申し上げてないのでありますから、その点は誤解のないように御了承願ひたいと思ひます。それで、そういうふうなことでこの法案ができました機会に、いよいよ保証協会ができて、正式の債務保証をした。融資が起る場合は無条件で日歩二銭四厘を適用する、こういうことに腹をきめたわけでありまして、それから政府のほうの御都合を伺いますと、なおもつと下げたいというふうな御希望もありましたので、日歩二銭二厘というものを考えまして、これを適用するについて先ほど来申上げておりますように、一つの条件は、日銀が適格担保にするということ、それからもう一つは基金の預り利率を

従来よりも年一分引下げる、こういうふうな二つの条件を附けたわけでございます。そういうふうな御承知願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 なか／＼承できませんですが、いろいろ前の審議の速記録等もありまして、調べて又お伺ひしたいと思ひます。

○河野謙三君 私はもう中金や農林省には何も尋ねませんけれども、折角開拓団の代表が来ていますから、私が要求して来て頂いたんですから、開拓団の代表者のかたに中金とこの問題の折衝の経過を私は一応参考に関心したいと思います。但し私は中金と開拓団の両者の折衝の経過を聞きまして、そこで仮に両者の間で話ができておりまして、それはそれだから私たちは納得するということにはなりませんから、これは先ほど申上げたように、金を貸すやつと借りるほうでは、これは五分と五分の折衝じゃないんです。これは開拓団と中金ばかりではない、全購運と中金の場合でも、全販運と中金の場合でも、借りるほうと貸すほうと、これは五分と五分の割合にはなりません。ですから、要するに強姦された人の話を一応苦衷を聞くだけで、だからそれで私は認めたということにはならないのであるから、それは参考に私は申上げておきます。

○参考人(飯島久君) 開拓者連盟の飯島でございます。いろいろ御配慮を願つておりました、誠に有難くお礼申し上げます。只今河野先生からの経過について御質問がございましたので、極く簡単に概要だけを申し上げたいと思ひます。

過般の国会でいろいろ御審議を願ひ

ましたのを我々は十分承知をしております。元來中金から我々開拓者の借りておる金が二銭六厘という日歩は非常に高いところ、常に困つたもの、だといふ不満を持つておつたわけでありまして、そこで農林省等に對しても、先生方に対しては、この苦衷は常に訴えておつたわけでありまして、幸い前国会におきまして、皆様方の御配慮によりまして二銭二厘に今の度になる、というふうなことを伺ひまして、我々は非常に喜んだのでございます。そこでこれが一体実現できるかどうかというので、その日の来るのを契に首を長くして待つておつたわけでありまして、なか／＼実現方がある、どうして実現するのやらわかりませんので、再々農林省を通じて早く実現方をお願いしておつたわけでありまして、農林省のほうでも十分交渉をしておつたようでありまして、なか／＼うちがあかん、こういうことで、それは我々役員の方で直接交渉をしようというので始めてから、前後入れ代り、立ち代り六、七回に及ぶので交渉をいたしておるわけでありまして、その交渉の当初におきましては、私たちが權威ある国会においてやつて下さつたのだから、無条件で二銭二厘、その通りにやつてくれ、というところを冒頭持ちかけたわけでありまして、それでできると思つたところが、とんでもない話でございますので、それはそれは行かんというところに相成りまして、どういふわけだといふので、いろいろ／＼今度は聞きまして、ところが、そろばんをはじいていろいろ／＼やるのであります。素人でありまして、そろばんが本當

にその通りであるや否やといふことはつきり極めなかつたわけでありまして、成るほど中金のほうから言われてみると御尤もなような次第なんです。が、ただ我々は常識的に飽くまで国会でやつたのだからといふことを楯にとつたのですが、ついにその理由は立たなかつたわけでありまして、そこでいよいよ今度は先ほど来からお話のありまする保証協会というものが正式に発足したことでありますので、末端組合或いは開拓者個人等々からは、新聞ですでに発表になつちやうんじやないか、それにもかかわらず何をぐず／＼しているのだといふので、幹部は常にお叱りを受けておつたわけでありまして、そのような鞭撻、激励もありまして、火のついたやうな立場に立つておりますので、やんやと迫つたのであります。一方保証協会は、はつき／＼できかかつておる。そこでいよいよ／＼これが全国的な発足は本月中旬頃に発足するわけでありまして、そうしますと、この新しい協会が発足するまでにはどうしても目安を付けないとやらない、こういうことに迫られたわけでありまして、そこで最後に、一番交渉の最後が十月の二十一日と記憶しております。中金とやつたのであります。が、どうしても我々の満足するようない線が出ない、というところになつたわけでありまして、そこで最後には十月の二十四日には農地局長に、これはどうしても我々の力ではいかん、局長も議会における答弁云々といふ話を聞いておつたので、あれはそういうにできないものかといふので、又振り戻して農林省に持ち込んだわけでありまして、そのときにその過程におきまして、いろ

いろ中金から実情を聞いてみますると、どうしても採算は引合わないといふようなことになりましたので、そこで局長のほうでも非常に心配して、とにかく長引けば長引くほど我々自体としても困る、何とかこれをきめて頂きたいといふ我々の要求に對しまして、そこでやむを得ず、局長もそれでは当面の措置として何とか妥協しようじやないかといふことで、余儀なく局長もこれに参加して下さいます、そうして／＼そこで協議した結果が、先ほど問題になつております預金が現在三億八千一百万でございます。この三億八千一百万のうち一億五千万、これは八分五厘の利子で預けてあるわけでありまして、それから二億三千百万、これは六分六厘の利子で預けてあるわけでありまして、そこで全部一律に三億八千一百万の一分を引くことになりました。と、これは大変なことになる、こういうことで、一分の利子引下というところについては、これは勘弁してもらいたというので、二億三千一百万の六分の利子だけを一分それで我々のほうでも譲歩しよう、それで八分五厘のほうは手を付けないこと、というふうなことであれば何とか追つづくじやないか。一方私たちは新らしい協会が発足しない金を預けておきまして、それがために三倍の約十二億の金を貸してもらつておるわけでありまして、それが更に今度は信用が強化いたしますことによつて、もつと貸出をして頂く、という河野先生のおつしやるように、借りる身分の辛さもございますので、そのような将来のことも考えまして、ほどよく手を納めようじやないかといふ

ところ余儀なくなつたわけでありま
す。そういうような過程で、この利子
引下はどうも腑には落ちないけれど
も、まあそれじゃ考えようじゃないか
というので、極めて不満ではございま
すが、やむを得ずこれは呑むほかある
まい、こういう態度を持つたわけであ
ります。但しこれにつきましましては、昨
日全国の代表者会議がございますので、
その代表者会議に諮つて、そうして
正式御回答申上げるから、それまで
保留、こういう形をとつて、昨日全国
の会合を開いたわけでありまして。十月
二十四日は、そのような利子引下に対
しては不満ではあるが、潔くここで
妥協しよう、こういうことで決心をい
たしたのであります。それが、それにつ
いては私たちがただそれだけでは困る、
末端の取扱ひに對しては極めて親切
に、そして速かにやるような措置を
講じてもらいたいということが我々の
強い要望であつたわけでありまして。更
に今後政府のほうに對しましても、資
金増加で欠損する部分を補填してもら
うような措置を講じてもらうことを農
林省にお願ひし、更に中金に對しては
今後の問題といたしまして、何らかの
方法があれば速かにこの六分の利子
に又戻してもらいたいというようにな
ことを講じたわけでありまして。その他
の方法は、実はこの交渉の過程におきま
しても、適格手形がどうしてもできな
いというので、これはがっかりした
わけでありまして、そのほか現在開
拓者に流れていまして資金が、現在本年
でも貸付が約十七億ほどあつたわけ
であります。その十七億の金が地方に参
りますと、各県の日本銀行の支店を通
して流れるわけでありまして。それが一

カ月かそこら眠る。實際開拓者の手に
届くまでは眠るから、それを地方の中
金の店を支店にしてもらつて、そこ
に流してもらえばそれで利鞘がとれる
というので、利子を引下げなくてもよ
ろしいということがあつたわけであ
ります。そういうようなことにつつま
しては、再三我々のほうもいろいろな方
面から手を打つてやつたわけでありま
すが、すでにこれはもう法を改正しな
くてはならないということによつて
り、且つ十七億の流れる金が第一四半
期から第三四半期まで流れまして残り
一億九千万なので、これも到底間に合
わんというので、切羽詰つた状態に相
成つたわけでありまして。そういうよう
なことでもございますので、一応この
弁足するものに利子引下げをしてもら
わなくちゃ困る、こういう切羽詰つた
ところから妥協しようということでは、
局長まで煩わしましてこの妥協案に
着る態勢をとつたわけでありまして。
以上極めて概要でございまして、
我々の交渉の過程における大要を申上
げて御質問にお答えしたいと思いま
す。

○河野謙三君 農林省初め開拓者や中
金のかた／＼から、いろいろ経過を聞
きました。当委員会としては、改めて
今回農林省が幹旋されました今の案
が妥当であるかどうかというこ
とにつつまして、農林委員としてもう
一度協議した結果、委員会の意思決定
をして、私は農林大臣に適當な措置を
とらるべく要求したいと思ひます。か
ら、その機会を一つつて頂きたい。
○委員長(片柳眞吉君) なお御田理事
から発言を求められておりますか
ら……。

○参考人(鶴田亀男君) 先ほどの御質
問なり、今の開拓者連盟のかたのお答
えに關連いたしまして、誤解を招くと
いけないと思ひますので、私から金庫
の立場なり、私どもの考え方を一応念
のため申上げておきたいと思ひます。
ありますが、この金利改訂をどうする
かというふうな具体的な問題は、先ほ
ど申上げましたように農林省のほうか
らこれは御交渉があつたことなのであ
ります。勿論その後いろいろ問題が紛
糾いたしましたので、先ほどお話が
ありましたように、開拓者連盟のかたも
再三私のほうにお見えになりますし、
又私の係のほうからもいろいろお尋ね
なり、御意見なりに對して、お答えな
り、意見を申上げた機会はあると思
ひますが、そういう機会が又
事実再三あつたようであります。併し
こういうふうな特別の法律に基きま
す融資でありますので、それから最初の
お話は、これは農林省のほうからのお
話なのでありますから、私もとして
の心構へは、正式なお話は飽くまでも
農林省のほうと付ける筋合のものだと
考へて、問題の発生以来そういうふう
な気持ちで進んでおりますので、そう
いうふうに御了承を願ひたいと思ひま
す。

○委員長(片柳眞吉君) 参考人に対し
て御質疑はありますか……。御質疑
が大體なければ、先ほど河野委員の御
発言のように、別途当委員会といたし
まして態度を決定いたすことになりま
すが、質疑は終了してよろしいござい
ますか。
○委員長(片柳眞吉君) 開拓者融資の
金利の問題につきましては、後刻当委
員会といたしまして御相談をいたすこ
とにいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 引き続きして
昭和二十八年における冷害による被害
農家に対する資金の融通に關する特別
措置法案の質疑を続行いたします。

○清澤俊英君 これは経済局長に質問
するのとはちよつと無理じゃないかと思
ひますがね、若し無理ならば、私も官
房長に質問するのが本當かと思ひます
が、今災害地指定というやつが出てお
ります。いろいろな事項で、こうい
うものを災害地と指定するということ
な指定事項が何か出ています。よう
それに則つて大體冷害地が自分の村、
若しくは自分の県、自分の郡が災害地
に入るのか、入らんのかという質問を
非常に私は受ける。そこでたま／＼激
甚な災害地としては當該資金をこれこ
れ廻すという事項がその中にある。第
何条かにそういうものが出ております
が、それと通念的な災害地指定とい
うような通念とが同一のものかどうか、
こういう点を一つお伺ひしたいと思
ひます。まあなか／＼これは重大な問題
で、若の経済局長が答弁できないとす
れば、至急官房長官でも何でも呼んで
その点を明らかにして行かんと思ひま
す。取扱上困る。

○政府委員(小倉武一君) 冷害により
ます資金融通につきましては、特別の措
置と申します。金利の三分五厘の地
区でございますが、これはこの法案に
示してあるところでございます。一般
に言ひます特別地域は、これは風水害
の点でございます。これは又趣を
異にしてゐるのであります。

○清澤俊英君 ちよつとお聞きするの
は無理だと思ひますが、これはわかつてお
ります。第二条の三はよくわかつてお
ります。それが別だとしますと、
何かそういうものは別に考慮しておら
れて、そういう条文を出される御用意
などは将来にあるのかないのか。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねの点
は水害についての御質問でございま
す。水害にはあるのです。水害に
關するの事項を付けて、これを累段
階の水害地域と認めるとか、これは郡
段階であるかどうか、まあ地区と認め
るとか、税金の關係などを対象
としていろいろ根拠があつて冷害地帯
としての指定がある、そういうものが
できている。ところが冷害地帯とい
うものには、この開官房長の説明から
行きますと、これ／＼のものを激甚な
る冷害地帯として、こういう當該資金
の取扱ひをすると言つただけで、これ
を冷害地帯として指定するといふよ
うな話はない。それはどういふこと
になるかという、當該資金だけじゃな
いでしょう。救済工事がこへ出て来
るとすれば、それがどうなる、こうい
う問題がすぐつきまゝ出て出て来て
いる、山林の開放をどうする、三百五十
万トンの抵下げが特別に行われる、借
入資金の延納まで認めて特別取扱ひを
せられる、こういうものがあつても自
分の村が果してそれに該當しているか
どうか明確でないの、そういうもの
を指定したものを作られるというよ
うなことが省內にあるのかないのか、
これはちよつと経済局長に聞くのは無
理ではないかと思ひますが、若しあるなら
ばあることを、呼んで一つ至急聞かな

ければならない。これは焦眉の急です。すぐ計画を立て直さなければならぬ、まご／＼してはおられないから、お前の所は何にもないからすぐ林道を新規に計画をせねばならぬということをお教えやらなければならぬ。あなたの管理資金というものはこれで行けば大丈夫だから、これは間違いないにできると思うが、ほかのものに關連してありますので一つお伺いしたい。

○政府委員(小倉武一君) 資金の融通につきましては、これは御指摘のように第二案に明示してございます。それから米麦の増産等につきましては、政令で確定することに決案ではなっておりません。お尋ねの災害の救済事業につきましては、どういふ地域にこれが行われるかということにつきましては、特別の法律が確かないように承知しておりますが、私の所管でもございませんで、官房長官からでもお答えしたほうが適切かと思ひます。

○清澤俊英君 至急官房のほうへ一つ呼んで様子を見かして下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 承知しました。

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今の問題は、只今官房長を呼んでおりますが、衆議院の審査ともいろいろ重複しておりますので、なお資金融通の点は質疑を残しておきまして、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について質疑を願ひます。質疑に入ります前に、只今の農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は中途で政府から修正されておりますから、一応政府委員から修正の理由を説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 冷害対策につきましては、御承知の通りそのまゝ補正予算が増額になりまして、その中の一部が公庫の融資に増額されるという事になりましたので、当初計画いたしましたの増額の分が十億、それから次の増加の分が十五億、合せて二十五億に相成つておるのであります。従ひまして融資の対象となります事業も、一次と二次の二通りに分れておりますが、それを総合して申し上げますと、土地改良につきましては貸付金額に十二億二千四百万、開拓費につきましては二十四億四千万、災害復旧につきましては二億四千五百百万、合せて四十六億八千九百万円という事になります。林業関係については林道の災害復旧、それに伐採調整資金三億を加へまして、三億四千九百万円ということになっております。

水産関係につきましては、漁港の災害復旧に九百万円、それから臨時救済施設という中味は必ずしも具体的にまだなっておりませんが、それが十億という事で、合せて二十八億四千七百四百万円が冷害対策事業に見合います。公庫の貸付の契約でございまして、地元負担の八割を負担するといふ計算で、以上の数字を申し上げたのであります。従ひまして二十五億でございますという数字になつておりますけれども、この不足分は、公庫の全体の貸付状況から行きますと、償還金等もございまして、全体の金繰りから、この程度の二十五億という事で以て、先ほど申し上げましたような貸付金額に対処できるであらうというふうに考えております。

○委員長(片柳眞吉君) それでは、冷害対策の融資に増額になりまして、その中の一部が公庫の融資に増額されるという事になりましたので、当初計画いたしましたの増額の分が十億、それから次の増加の分が十五億、合せて二十五億に相成つておるのであります。従ひまして融資の対象となります事業も、一次と二次の二通りに分れておりますが、それを総合して申し上げますと、土地改良につきましては貸付金額に十二億二千四百万、開拓費につきましては二十四億四千万、災害復旧につきましては二億四千五百百万、合せて四十六億八千九百万円という事になります。林業関係については林道の災害復旧、それに伐採調整資金三億を加へまして、三億四千九百万円ということになっております。

簡単にございしますが、これで説明を終わります。

○關根久藏君 只今お話の土木事業やその他の事業に融資をする、その補助の八割という事です、地元負担はちよく／＼本会議等で、大臣や何かは地元負担の意味に充てるといふことを言明されておるのです、八割というのはどういふのですか。

○政府委員(小倉武一君) 公庫の融資につきましては、今回の地元負担の融資に限りませんが、融資率をどの程度にするかという事はいろいろ問題がございしますが、いろいろ／＼問題がございまして、八割程度は行きたいといふふうに考えておりましたが、実際公庫の資金の枠が最初に決定されます場合には、そういうことではきまりませんので、実際問題としては、四割なり、五割なりということと資金額が事実上まつてしまふということに相成つておりますのでありますが、今回の災害につきましては、そういうことでは地元負担が増加するということ、できるだけ地元負担についての割合を増加したい。農林省といたしましては、八割という事でやつて参りたい、かような考え方がほゞ今回の冷害対策事業につきましてはできるのではないかと思つております。あと二割をどうするかという問題もございするけれども、二割程度は地元の御工夫によりましてカバーして頂きたい、かような考え方でいふのであります。

○關根久藏君 救済土木事業その他の本来の使命から言つても、余りけちけちなんで全部貸すような方法を講ずべきではないかと思ひますが。

○政府委員(小倉武一君) 勿論これは災害の災情から申しますれば、補助率も引上げ、融資の率も引上げるということも望ましいこととございしますが、今回は一方補助率も若干引上げてございしますし、又融資の率も普通の事業に對してよりは相当増額いたしておりますので、なお一〇〇%になつておらないという点については御指摘の通りでございますが、この程度で大体行けるのではないかと、かように考えておるのであります。

○委員長(片柳眞吉君) 救済土木事業で、農林省関係の救済土木事業は、今關根さんの言ふような地元負担の八割でも足らぬという御意見が出ておるのです、同じ救済土木事業で建設省所管のものについては、地元負担分についてはこういう融資の措置があるのですか。ちよつと小倉局長に質問するのは筋が違ふかも知れませんが、こういうのはどうなりますか。

○政府委員(小倉武一君) 御指摘のように私必ずしも適任ではございませんが、直接間接知つておることでお答えをいたしますと、建設省関係の土木事業は恐らく市町村等の公共団体が行つておられますので、地方債の問題になりまして、それが預金運用部の引受ということに關連いたして、やはり一種の金融的問題になりますけれども、資金運用部がどの程度引受けられるかということに結局關連をして参る問題だと、かように考えております。

予又は据置期間の延長等の措置を講ずる」といふことですが、非常に何と言ひますが、いろいろ／＼な從來と變つた措置を講ずるようなことが考えられておるわけですが、そのほか二、三あるわけですが、こういうことは具体的に言ひますと、どんなことですか。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねの点は、公庫がこれまで冷害地方に融資しております公庫の貸付につきまして、冷害のために農家が収入減になり、従つて借受主体である／＼の事業主体が償還に困難を來たす、こういう場合の措置でございまして、一律に一年延ばすとか、或いは据置期間を置くとかというふうなことは、必ずしも考えておりませんが、償還の困難となるような借受主体がございすれば、公庫と関係の借受主体とが具体的に御相談を願つて、適当に償還期限を延ばすなり、或いは据置期間中のものについては更に据置期間を延ばす、そういう措置をとらうという農林省の方針を陳明したわけでありまして。

○白井勇君 今度の二十五億の融資につきましては、やはりその金庫が貸します場合は、從來と違ひまして或る程度、何と申しますか、簡易の方法によつて貸して行くといふような特別の措置を講じられる予定ですか。

○政府委員(小倉武一君) 今回の資金につきましては、ほゞ從來のやり方で融資をして参りたいと思つております、特別變つた手続なり、やり方は只今のところ考えておりませんが、地方が、地方と申しますのは、雪の關係等もございしますので、延び／＼になつたのでは仕事も遅れるといふこともあらうかと存じますので、積雪の前に

間に合うようにするためには、場合に
よりましては、手続も従来のものを更
に簡素化するというような工夫もし
なければならぬのではないかといい
うに、まあ思つておる次第でありま
す。

○委員長(片柳眞吉君) 官房長が見え
ましたので清澤委員の御質問を願いま
す。

○清澤俊英君 先般あの要綱の御説明
がありましたね、激甚農家として指摘
せられましたね、營農資金の分で、今
法律になつてゐる第二条の第三項を官
房長は激甚なる冷害地と、こう言われ
たが、營農資金の場合にはこれでいい
と思うが、なお救農土木工事がありま
し、飯米の要求がありまじたり、飯
米の分は多分個人の何で知事が承認す
ればというので、これも大体わかつて
おると思うが、救農土木工事等に対し
ての施行区域としては、大体水害対策
上税金などを中心として区域を定めら
れておると思うが、そういうような災
害地区として定められるについて何か
基準があるのか、ないのか、あつたら
知らせてもらいたい。各地区において
自分の村が冷害地区として指定せられ
るか、せられないのかというところは日
下非常な関心の的でありますので、お
伺ひいたします。

○政府委員(渡部伍良君) 救農土木関
係の事業を実施する市町村につきまし
ての問題であります、これは先般府
県からの報告によりまして、市町村別
の被害程度の表をお配りしてございま
す。あれを元にしまして法律的にこれ
を指定村にするとか、しないとかい
うような、こういうことは考えておりま
せんが、私のほうの作業の順序から申
上げますと、先ず三割以下の差、つま
り七割以上の減収の村は真つ先に取上
げて行く、その次には五割以上の村を
取上げて行く、即ち御承知の通り
に、これから一日遅れば一日だけ事
業を実施する期間が短くなりますの
で、そういう一応の基準で進行いた
します。そうして更に大体は三分作以
上はですね、逆にありますが、七分作
以上と申します、最初に三分作の
村、次に五分作までの村、次に七分作
の村、こういうように順々に選定して
行きます、そして事業費の配分を
きめたい、そして目下本日もすでに
十割を呼びまして、そういう作業の
順序を具体的に打合せております。従
いまして法律的には指定いたしません
が、そういうことで事実上は村を指
定して行くということになります。

○清澤俊英君 そうすると、無理な問
題は出て来ませんか、最近では町村合併
などをやりまして非常に大きな村がで
き上つておる。たゞ／＼大部分が冷害
を非常に少い程度に受けておるものが
多い、ところが或る区画は山開地が仲
間に入つておる、これはもう全滅に近
いものなんです。村の平均からすれば
三割以下かも知れませんが、その地区
は実際問題として町村合併にあれば当然
五割以上の減収だといふものがありは
しないか。村中心でやつたら大変無理
な問題があると思ひますが、そういう
ようなものに対する御考慮はどうで
ございませうか。

○政府委員(渡部伍良君) これは町村
合併の問題の場合は旧来の区域をや
る、これは先般来やはり問題がありま
して、旧来の町村のやつでやるという
ことを考え、それから開拓地につきま
しては、開拓地を一つの村と同じよう
な扱いにしてブロックごとにそういう
たきめ方をしよう、こういう方針でお
ります。従いまして政令とか、何とか
きめますと、なか／＼やかましい問題
になります、そのところは相当何
と言ひますか、ゆとりを持たた考え
で行きたいと思つております。

○清澤俊英君 この問題は救農土木は
勿論ですが、山開地における炭鑛の開
掘などには非常な影響力がある、今は
甚しい私は例を挙げたが、旧来の山開
農村としてありましても、そういうも
のが出て来る、これに対しては何かや
はり基準を付けて十分考えて頂かな
ければ問題はなると思ふ。一地区が
五割以上とか、或いは三割以上とかい
うような場合には、それはやはり相当
考慮するくらいのはつきりしたもので
なければ、もと／＼今の予算自身が全
体を調ふだけの予算がないのですか
ら、至つて辛いものを取合はするんじ
やないかと思ふ、そういう場合にたま
たま自分の村が他に非常にいいところ
があつたために二割七分五厘なんとい
うところがある、二割七分五厘は平均
なんです。そうしますと、村落の形式
によりましては、どこかに五割くらい
のものがなければならぬ、二割七分
のものがなければならぬ、二割七分
が平均だとしますならば、そういう
ことが考えられる。そこには非常な無
理が私は出て来て、隣の村は全体か
ら見れば非常に恵かつた、平地地帯で
あつて三割で辛うじて入つてゐる。片
一方は現状において五割、たゞ／＼片
一方のほうに一割五分くらいのも
のがあつたために、その地区だけが大部分
のものが抜かれてゐるということがあ
りましたならば、これは非常に問題を

残すと思ひます。これはやはりもう少し
親切な分配をしてやらせませんか
ら、予算が余つていれば廻つて行くだ
らうけれども、大ざつぱの分配基準を
きめられますと、これは大変な私は問
題が出て来ると思ひますから、御考慮
をお願いしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) 今度の補正
予算で申上げますと、大体救農土木事
業費が補助で五十億を予定してござ
います。まだ追加の分をどれだけ増すか
というところは確定的ではありませんが、
一産業院の各委員会の意見等を聞き
ますと、二十億程度をその中から増し
たいらいいだらうと、こういうことでご
ざいますから、従来の三十億を合せま
すと五十億になります。そうします
と、それによる事業量は約三十億ブ
ラとして、補助率の相異等によりまして
八十億乃至八十五億の事業になると思
ひます。そうしますと、先ほどお配り
してあります市町村からの報告により
まして、五割以上の減収の町村が千
六百ばかりになつておりますので、事
業量としましては、一町村毎に平均に
見ましても四百四十以上のものが配
分可能になります。従いまして公共事業
費の分としては、先ほど申し上げまし
たように、市町村別に一応ひとところ
を先に拾ひまして、お話のようにその
基準では拾へないところは実情に
添ひて拾つて行けるのじやないか、こ
ういふうな一応の目安を付けてござ
います。併しこれもなお先ほど申上げま
したように、府県の実情をもつとよくわ
からなければいけないというので、折
角各局一掃になりまして府県の事情を
聞いておられますので、御注意の点は十
分気を付けてやりたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) これは清澤委
員の御質問に関連して、審議には入つ
ておらないのですが、米麦の売渡の特
例法案には、政令で定める地域内にお
いて生じた冷害、こうなつてゐるの
です。そうなつて来ると、この米麦売渡
特例の法案の政令指定地域というもの
に大体引つ張られるような感じがする
のですが、これとそれとは別と見てい
いますか。

○政府委員(渡部伍良君) 米麦の売渡
しでは、先が府県を予定してございま
すので、府県別に指定して行きたいと思
ひます。従いまして殆んど全部の府県
が入るのじやないかと予想してござい
ます。それから今の救農土木のやつは、
これはどうしても今度仮に衆議院のほ
うで大体おきめ願つてゐるようにな
るに行きますとすれば、例えば臨時救農
施設のような小規模のものを対象とす
るものがありますので、相当細かくや
らないと、或る点だけに集中的にとら
れて行く慮れもありますので、そうい
う点は十分府県が市町村別に計画を立
てさせておつて流して行く、こ
ういふうに思ひます。従いまして今の
營農資金のやつ、それから飯米のやつ、
それから補助のやつ、それから／＼別の基
準でやりたいと思つております。

○清澤俊英君 先日の委員会では経済局
長に話したのですが、今供出が割合に
成績がいいです。ところがもうそろそ
ろ供出しますと、それを農手の引落し
に使われて金をくれない。金がほしい
から結局そこまですんどん／＼出して
ゐる。その裏付けには販運の手持の麦をど
んどん入れて、新潟県のような米作農
家で食べてゐる。この出来秋で麦を食
べて出している。こういうものがこの

昭和二十八年十一月四日【参議院】

昭和二十八年十一月四日【参議院】

表で見られる通り、大体一割五分から二割ぐらいの減取になつてゐるもので、そういうことをやつてゐる。やはりこれはせめて特別の何はなくても、麦の価格ぐらゐは、一つ同額のことを渡してもらわなければならん。これは食管の長官に一つ話しようと思ひますけれども、官房長がおられますから、これは一つ考慮してもらひたい。

○政府委員(渡部伍良君) 麦の価格は今の転落農家に対する飯米と、それから保有米を切つて供出に出す分は精麦価格を安くしております。御趣旨の点は御趣旨に副うようになっているのではないかと思いますが、なお細かい点がありましたら……。

○清澤俊英君　今は販連で手持のものを買つてゐる。政府でこんなのは出ていません。販連で手持のものを買つて来て食べているという状態になつてゐる。だからこれはちやんと醬類でわかつておりますから、あとで若し高いものがあつたら、それだけのものを補償してやればよいと思う。何とかこれは考慮してもらわなければ工合が悪いです。

○政府委員（渡部伍良君）　それはよく食糧庁に話しておきます。

○雨森常夫君 救農事業を割当てられ
ますのは、農林本省では県までにされ
ますのか、或いは町村別までおやりに
なるのか。

○政府委員(渡部伍良君) これは県とよく相談した上で、町村別にきめたいと思つております。

○雨森常夫君　これは私のお願ひであります、割当てせられますときに、これは勿論御配慮になるとは思いますが、例えば都市附近の、就労の機会が

或る程度ほかに求められる地方と、山間地方のごとき、就労の機会がないところでは御考慮を願いたいということ、それからもう一つ、この前の委員会でご官長が、あれは北委員だと思ひますが、質問でお答えになつたのですが、冷害地の既設の既定予算で組んでおる経費は節減の対象にしないとおつしやつたように記憶しておるのです。が、それはその通り行ふのであります。か、それをもう一度確めておきたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど申上げますように、この救農土木は一応町村別にやりますので、その冷害地の町村の分の節約は起らないように、こういう方針で今やつております。併しながら、まあ一擲程度のやつで、地方によりますから、府県別に平等に割当てるとすれば或る程度輕微な災害地には節約が行くのかやないかという説が出ておりますので、まあそういうことのないようにということで、更に今県と具体的な計画を組む上において注意をしております。

○委員長(片柳真吉君) 実はもう関係大臣も、一応法案の大体の質疑は終つたとみて、集約して一つ出席を求め、大体明後日頃やろうと思ひますが、そういうことでやはり質疑は質疑で進めて行きたいと思ひますが、それでよろしいと思ひますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（片柳眞吉君） 御異議ないと認めます。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時三十三分散會

十一月二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、消費者米価すえ置に関する諸願（第二六号）
- 一、農家の冷害対策に関する諸願（第二七号）
- 一、開拓農家の冷害対策に関する諸願（第二八号）
- 一、新潟県東頸城郡の冷害地編入に関する諸願（第二九号）
- 一、凶作対策に関する諸願（第三〇号）（第一六七号）
- 一、岡山市宮浦地内金上池決壊による災害復旧事業費国庫補助の諸願（第三八号）
- 一、岡山県小坂郡川ダム、留倉間遺路開設に関する諸願（第四二号）
- 一、冷害対策に関する諸願（第五三号）（第九五号）（第九七号）（第二二七号）
- 一、農業団体の行う土地改良事業機械化に関する諸願（第五四号）
- 一、いもち病異常発生に対する緊急措置の諸願（第五五号）
- 一、昭和二十八年産米対策に関する諸願（第六二号）
- 一、図有林野払下げ促進に関する諸願（第六七号）
- 一、冷害、凶作対策に関する諸願（第九三号）（第九四号）（第一二八号）
- 一、台風等による被害農家救済対策の諸願（第九六号）
- 一、凶作緊急対策に関する諸願（第九八号）
- 一、ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する諸願（第一二二号）
- 一、肥料価格引下げに関する諸願（第一二四号）

營農推廣資金の貸付と県当局の時宜に
適した処置により、あやうく急場を脱
したが、またまた七、八月における気
象異常時に冷害は開拓地夏作に入植以
来最大の損害を与え、今後の回復は到
底困難の状況にあるため、今年十二月
償還予定の春肥資金三千六十万円は皆
済の見込みがたないから、これが対
策に關し特段の措置を講ぜられたいと
の請願。

第二十九号 昭和二十八年十月二十九
日受理

新潟県東頸城郡の冷害地編入に關する
請願

請願者 新潟県東頸城郡安塚村
地方事務所内凶作対策
協議会内 増田秀雄

紹介議員 西村弥平治君

新潟県東頸城郡は、県下においても特
異の環境にあつて、西端の一部は頸城
平野に接しているといつても他の三
方は七百ないし千メートル余の山岳に
囲まれているため、今年の冷害は總面
積の五割強を占め、減収率四十パーセ
ント、減収量はほぼ五万石であつて関
係農家四千戸に及び、一戸平均六反五
畝歩という経営面積過小の本郡農家と
してはじん大なる災害であり、このた
め転落農家は平年供出農家の五割余に
及び再生産の種子確保すら困難であ
り、營農資金に窮するもの全農家の半
ばを超える実状であるから、本郡を冷
害地域に編入せられたいとの請願。

第三〇号 昭和二十八年十月二十九
日受理

凶作対策に關する請願
請願者 新潟県東頸城郡安塚村

第九部 農林委員会會議録第四号

地方事務所内凶作対策
協議会内 増田秀雄

紹介議員 西川弥平治君

今春來の不良気象に次ぐ稲熱病および
冷害に加え台風第十三号により未曾有
の大凶作をもたらした小単一経営の新
潟県東頸城郡農家は全く存亡の岐路に
立たされているから、(一)適正なる補
正割当の実施、(二)主要食糧の廉価私
下げと代金の延納、(三)農業者手形返
済に伴う次期手形借入までのつなぎ融資
等特別の処置を講ぜられたいとの請
願。

第一六七号 昭和二十八年十月三十
日受理

凶作対策に關する請願
請願者 岩手県上閉伊郡達磨部
村議内 佐々木兵衛

紹介議員 小野 義夫君

昭和九年來の凶作に再会し地方民一同
途方に暮れている実情であるから、食
糧の需給調整、国有林の薪炭採下、
救済土木事業の起工、温水のため池の
設置等の凶作対策を実施せられたいと
の請願。

第三八号 昭和二十八年十月二十九
日受理

岡山市宮浦地内金上池決壊による災害
復旧事業費國庫補助の請願
請願者 岡山市宮浦一〇五宮
浦町内会内 木村清外
二十七名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山市宮浦地内金上池決壊による災害
復旧事業に対する國庫補助を農林水産
施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措
置に關する法律第三号第三号による高

率の補助を受けられるよう特別の配慮
をせられたいとの請願。

第四二二号 昭和二十八年十月二十九
日受理

岡山市小坂部川ダム、留倉間道路開設
に關する請願
請願者 岡山市阿賀郡美濃村長
村上孝蔵外四名

紹介議員 島村 軍次君

農林省小坂部川農業水利事業による貯
水池築造工事に伴う道路開設に當つて
は、ダムのえん堤から概ね現在の村道
の線に沿ひ、上流右岸に、通常貨物自
動車の運行に支障をきたさない程度の
幅員を有する道路を開設して、現在の
刑部一丁目一高梁路に、留倉部落に
おいて連絡するよう開設せられたいと
の請願。

第五三三号 昭和二十八年十月二十九
日受理

冷害対策に關する請願
請願者 岩手県議會議長 中野
吉郎

紹介議員 川村 松助君

岩手県における冷害による農作物の被
害は、昭和九年のそれにもましてじん
大で被災農民の困窮はもと論、一般消
費大衆に与える不安も重大であるか
ら、供出対策、食糧、營農対策ならび
に生活対策について適正な緊急措置を
講ずるとともに、その救済事業につい
ても特に考慮せられたいとの請願。

第九五号 昭和二十八年十月三十日
受理

冷害対策に關する請願
請願者 福島県議會議長 落沼
龍輔

紹介議員 田畑 金光君

福島県は、今春凍害の災やくを受
け、更に近年に例のない冷害凶作に
遭遇し、水稻および各種農作物は、明
治三十八年以來の被災で、農家はもち
論県民全般に深刻な打撃を与えている
から、救済金融対策の強化、冷害地帯
増産施設の助長、課税減免等冷害に対
する特別措置法を制定せられたいとの
請願。

第一二七号 昭和二十八年十月三十
日受理

冷害対策に關する請願
請願者 茨城県議會議長 鈴木
一司

紹介議員 郡 祐一君

冷害、病蟲害等の発生により稲作の減
収をきたした農民の悲しみは見るにしの
びないものがあるから、(一)米価を右
当り一万二千円とすること、(二)米の
不正流出を防止すること、(三)米飯提
供の取組を強化すること、(四)早稲米
の供出期限を延期すること、等を実施
せられると共に生活保障、再生産保障
等の対策を講ぜられたいとの請願。

第五四四号 昭和二十八年十月二十九
日受理

農業団体の行う土地改良事業機械化に
關する請願
請願者 岩手県議會議長 中野
吉郎

紹介議員 川村 松助君

岩手県における土地改良事業費は、百
七十三億の巨額に達する見込である
が、これら土地改良事業を早期に行
い、かつ受益農民の負担を軽減するた
めには近代的大土木機械を使用する外

ない実情であるから、農業団体の行う
土地改良用ブルドーザー、キャリーオー
ル等の購入資金を農林漁業金融公庫か
ら融資せられたいとの請願。

第五五号 昭和二十八年十月二十九
日受理

いもち病異常発生に対する緊急措置の
請願
請願者 岩手県議會議長 中野
吉郎

紹介議員 川村 松助君

いもち病異常発生によつて岩手県全水
田面積の四割、約二万五千町歩以上が
その被害を受け本県農家の困窮はい
までもなく、さきの西日本水害の結果
本年産米の減収は当然予想されるところ
であり、かくては、わが国食糧自給
体制に重大な影響を与えるものと考え
られるから、(一)本病発生防除に使用
した薬剤の購入費の半額國庫補助、
(二)本病発生に伴い設備した共同防除
用機具購入費に際し緊急防除に即応
するよう植物防疫法の改正等の措置を
講ぜられたいとの請願。

第六二二号 昭和二十八年十月二十九
日受理

昭和二十八年産米対策に關する請願
請願者 岡山市下石井岡山県指
導農協連合会内 杉山
定香外一名

紹介議員 江田 三郎君 秋山
長造君

政府に主要食糧の米価決定にはパ
イ計算方式によつて極力低米価政策を
保持し農民に犠牲を強加しているが、
昭和二十八年産米は農家の再生産を

保証するところの生産費方式により三等建正味石当り一万二千円以上と決定するとともに、供出その他に關しても適正な措置を講ぜられたいとの請願。

第六七号 昭和二十八年十月二十九日受理
國有林野下げ促進に關する請願
請願者 長野県議會議長 下平 晴四

紹介議員 羽生 三七君 棚橋 小虎君

長野県内に所在する國有林野は、三十六万余町歩であつて、県下森林面積の約三分の一に相当している。これ等國有林野の所在市町村においては一般民有林野の経営上と市町村基本財産の造成および学童に対する林業教育上等からその下げを強く希望しているが、今日までの実績では希望量の約十五パーセント程度の極めて僅少なものであつて、各市町村とも焦しようとしているからすみやかに下げ基準面積の拡大と大幅な下げの実現を圖られたいとの請願。

第九三号 昭和二十八年十月三十日受理
冷害、凶作対策に關する請願
請願者 北海道網走支庁内 浅 井好二外二名

紹介議員 赤松 常子君

北海道網走管内の気象状況は不順なため農作物の生育が不良で、特に水稲、豆類においては近年にない大凶作であるため、本年度の農家経済はもとより、明年度の再生産準備にも重大な事態を招来する現状にあるから、すみやかに緊急対策の措置を講ぜられたいとの請願。

第九四号 昭和二十八年十月三十日受理
冷害、凶作に關する請願
請願者 北海道網走市長 吉田 栄吉

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一二八号 昭和二十八年十月三十日受理
冷害凶作対策に關する請願
請願者 埼玉縣大里郡長井村大字八ッ口一〇三六里郡農協組合長 大島 信外十名

紹介議員 關根 久蔵君

冷害凶作被災農家に對し、(一)營農ならびに生活資金の長期低利資金の融通、(二)農業協同組合の貸付金ならびに購買代金等の未収分に対する特別融資、(三)農林漁業資金の償還延期と貸出利率の引下げ、(四)凶作対策指導費に對する國庫助成(五)農業共済保險金の概算払の即時実施等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第九六号 昭和二十八年十月三十日受理
台風等による被害農家救済対策の請願
請願者 長野県議會議長 下平 晴四

紹介議員 棚橋 小虎君

長野県下に來襲した六月七日の第二号台風および七月十七日から十日間余にわたる豪雨による被害は、農業用施設をもとより、農産物、林産物、淡水魚族の損失等農林関係におよび、その惨状は言語に絶する状態で、これらの被害による農家の経済苦境は正に死活問題であるから、すみやかに農林関係公共施設の災害復旧事業、被災農家および農作物に對しての緊急救済対策の措置を講ぜられたいとの請願。

第九七号 昭和二十八年十月三十日受理
冷害凶作対策に關する請願
請願者 長野県西筑摩郡木祖村小本會 宮島 三外千二百二十四名

紹介議員 棚橋 小虎君

長野県西筑摩郡は、七月二十日の水害に続き冷害病虫害等數十年來の大凶作に見舞われ、取り入れ期の現在生産農家は一大不安にさらされ平年作の四十パーセントの確保すら困難の現状で、このまま推移すれば六千戸農家は明年の再生産資金に窮し、重大な支障をきたすことは明らかであるから、(一)転落農家に對する一箇年分の食糧を五箇年賦による貸出し、(二)秋冬春作物の無償交付、(三)再生産資金の長期低利融資とこれに對する全額利子補給、(四)副業収入を圖るための國有林の低額下げ、(五)病虫害防除藥代の全額助成と温床紙代金の全額助成等の救済措置を講ぜられたいとの請願。

第九八号 昭和二十八年十月三十日受理
凶作緊急対策に關する請願
請願者 長野県議會議長 下平 晴四

紹介議員 棚橋 小虎君

本年は春以來天候がきわめて不順であつて四月中、下旬における凍結害と、六月下旬からの葉枯病の発生、それ

に続いた低溫、日照不足および冷雨等による不良気象によつて、長野県下各地に冷害を招来し、山間高冷地はもとより、いまだかかる災害の皆無であつた地域においても、ほとんど收穫皆無のものを生じ、誠に憂慮される重大なる段階にたち至り、全県民は正にぼう然自失し、農民の供出意欲等は全く失われ今後の生活をいかにすべきか、その方途に苦しんでいる実状であるから、すみやかに緊急対策を樹立し、これが緊急実施を講ぜられたいとの請願。

第一二二号 昭和二十八年十月三十日受理
ねずみ、こん虫駆除法制定等に關する請願
請願者 岡山縣久米郡吉岡村長 杉本義夫外一名

紹介議員 加藤 武徳君

ねずみ、こん虫は、伝染病の媒かいたするばかりでなく各種農作物、山林その他家屋物品等に對してもじつ大な被害を与えているから、総合的なねずみ、こん虫駆除法を制定して、これが実施に要する諸費用に對し補助金制度を設けられたいとの請願。

第一二四号 昭和二十八年十月三十日受理
肥料價格引下げに關する請願
請願者 新潟縣議會議長 児玉 龍太郎

紹介議員 西川弥平治君

農業生産の安定と食糧増産を圖るために(一)肥料の必要量を適時確保しようとする措置すること、(二)国内肥料價格と輸出價格との調整をはかること、

(三)国内需要の肥料價格について業者の不当なるカルテル行為を抑制するため適當なる措置をとること等の肥料政策を実施せられたいとの請願。

第一二五号 昭和二十八年十月三十日受理
自作農創設維持資金増額に關する請願
請願者 新潟縣議會議長 児玉 龍太郎

紹介議員 西川弥平治君

昨年度における政府の自作農創設維持資金の新潟県に對する割当額は二千七百万円に過ぎず、その融資の対象は一町歩以上の自作農に戸当たり二万円の貸付が行われたに止つて、山間の冷害、いもち病の発生等の災害によつて融資を必要とする零細農家は及ばなかつた実情であるから、本資金の増額を圖り貸付対象のわくを拡大して零細農家の救済を圖られたいとの請願。

第一二六号 昭和二十八年十月三十日受理
冷水害対策に關する請願
請願者 新潟縣議會議長 児玉 龍太郎

紹介議員 西川弥平治君

新潟県における冷水害は近年まれに見る災害で、農家経済は益々困難の度を加え、誠に憂慮すべき状態に立至つていから、被災農家救済のため緊急対策として種子の確保とこれに對する國庫の助成、および再生産資材購入に對する補助融資等を行はれるとともに、恒久対策として土地改良事業の強化、積雪寒冷地帯振興臨時措置法による総合助成施設の強化拡充等の対策を樹立せられたいとの請願。

第一六六号 昭和二十八年十月三十日受理

林業技術普及事業拡充に関する請願

請願者 群馬県山田郡川内村長 星野昌義外九十二名

紹介議員 大和 興一君
林業技術普及員の活動は、人員の不足で巡回指導費の少いこと等の事情により極めて困難な立場にあるから、普及員の増員、旅費の増額、施設の整備等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六八号 昭和二十八年十月三十日受理

中白下羽に対する植物防疫法適用等の請願

請願者 長崎県南松浦郡有川町 五島町村会内 山下元一 郎外一名

紹介議員 藤野 繁雄君 西岡 一郎外一名
近年長崎県南松浦郡全域にわたりかんしよ害虫(中白下羽)の発生激じんを極めその損害も巨額に達し、いまや郡下の農業は危機にひんし早急なる救済措置を要するから、本害虫に対する植物防疫法の適用と本年度防除費に對し補助せられたいとの請願。

第一六九号 昭和二十八年十月三十日受理

台風第十三号による被害農家救済対策の請願

請願者 岡山県知事 三木行治 紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

台風第十三号による岡山県下の被害は、農作物、耕地、土木および山林におよぶ被害十三億二千余万円に達する莫

大なものであり、また本年四月、五月の凍害、五月下旬から六月上旬にわたる長雨および台風十二号による農民の経済的、精神的打撃は計り知れないものがあるから、(一)被害農家に對し営農資金の融資および利子補給をすること、(二)等外米の政府買上げを実施すること、(三)被害三割以上の水稲に對し共済金概算払を即時実施すること、(四)復旧事業費をすみやかに補正予算に計上し、補助金を早急交付すること等すみやかに特別の救済措置を講ぜられたいとの請願。

第一八二号 昭和二十八年十月三十日受理

台風第十三号による被害農家救済対策の請願

請願者 京都府庁内京都府農業委員会協議会内 上田 美代松

紹介議員 井上 清一君
京都府下を襲った台風十三号の被害の大半は、農業関係であり、水田の流失、畑没面積は四千三百三十町歩余、また一箇月を経過した現在なお冠水状態にあるもの一千五百町歩余にわたり、これら災農家の窮状は言語に絶するものがあるから、(一)災害地復旧事業の速急施行、(二)復旧資金に對する利子補給金の増額、(三)災農家の飯米確保等被害農家に對する救済対策の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八三号 昭和二十八年十月三十日受理

台風第十三号による被害農家救済対策の請願

請願者 名古屋市中区南外堀町

六愛知縣教育農業協同組合連合会理事長 市川為次外一名
紹介議員 草葉 隆圓君 長谷部 ひろ君
愛知縣下を襲った台風十三号の被害は、激じんを極め復旧工事も進まず、一箇月を経過した現在なお海面下に没した田畑、家屋が相当数に上る実状であるから、(一)第十六国会において成立した水害緊急対策の諸法律が八月以降の風水害に對しても適用するよう立法措置を講ずること、(二)災農家に對する配給米を農家保有量並とするとともに、廉価にて配給すること、(三)供出割当の減免を実施すること、(四)災害復旧事業は全額國庫負担として早急実施し被害農家に現金収入の途を開くこと、(五)農業災害に對する恒久的対策確立のための立法措置ならびに農業災害補償法の改正を行うこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七〇号 昭和二十八年十月三十日受理

和歌山県下の水害地救済に関する請願

請願者 東京都港区新橋七ノ一 二番人民主クラブ内 楠田ふき外一名

紹介議員 堀 眞琴君
和歌山県御坊町では水害復旧の土木工事が唯一の収入の道であるが、一日一合余の配給米では到底重労働がでなから、水害地に限り月三十日完全配給を実施せられたい。なお、住宅を失った人たちがまだ小屋がけ、納屋借り、仮住居でいるから、早急に公営住宅を建設せられたいとの請願。

第一七六号 昭和二十八年十月三十日受理

長崎県江上湾埋立工事費全額國庫負担に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡江上村 長 志方進外三名

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山 俊一郎君
長崎県江上村安久の浦、牛の浦および崎針尾村の浦地区内は、國運軍に數回にわたり接収され、更に昭和二十七年十二月十二日米合同委員会が四十七万坪を接収されることになったが、この区域内には、七十町歩の農地があり、農民はこの農地を失うので、その代地として江上浦の海面約六十町歩の埋立工事に着手し、接収により農地を失った者に優先的に配分を受け食糧の増産を図りたいから、埋立工事費全額國庫負担の方途を講ぜられたいとの請願。

第一八四号 昭和二十八年十月三十日受理

昭和二十八年産米供出割当適正化に関する請願

請願者 名古屋市中区南外堀町 六愛知縣教育農業協同組合連合会 市川為次外一名

紹介議員 草葉 隆圓君 長谷部 ひろ君
愛知縣下の本年の稲作は、天候の不順、病虫害等によつて減減の打撃をこうむつたから、供出割当は最少限度に止められるとともに買入価格については、供出完遂奨励金を右当り千円に引き上げること、超過供出奨励金は右当り三千円とすること、平年反収に對する標準誤差率を昨年産米通り二・五パーセントとして減収加算額の追加を行ふこと等を実施せられたいとの請願。

第一九九号 昭和二十八年十月三十日受理

冷害対策に関する特別措置法制定の請願

請願者 福島県議會議長 蓮沼 龍輔

紹介議員 松平 勇雄君
福島県における本年の冷害凶作は、農家はもち論、県民全般に深刻な打撃を与えている実情にかんがみ、政府はこの実態を認識され、救済金融対策の強化、冷害地帯増産施策の助長、失業対策公共事業の実施、副業の奨励施策、冷害米穀の取扱措置、農家配給米の確保、冷害米穀の減免等の救済策を講ずる等これが施策の万全を期するため特別措置法を制定せられたいとの請願。

第二〇七号 昭和二十八年十月三十日受理

福島県相馬地方干拓地の電力料等全額國庫負担に関する請願

請願者 福島県相馬郡中村町新沼浦開拓農業協同組合 長 津田晃外三名

紹介議員 石原幹市郎君
今次の冷害に際しては、相馬地方干拓地も山間、高冷地と同様致命的被害をこうむり農民は明日の食糧にもこと欠く有様であるから、米の生産コストの不均衡を是正する意味において、干拓地排水電力料および維持管理費を全額

国庫負担とせられたいとの請願。

第二二五号 昭和二十八年十月三十日受理

貯蔵穀物に対する害虫防除対策の請願
請願者 東京都中央区銀座西八ノ四 PGP 協会内 片山博之

紹介議員 寺尾 豊君

わが国食糧の生産確保には貯蔵食糧に及ぼす害虫の被害を阻止することが先決であるから、貯蔵害虫の滅損防止のため、PGP防剤の使用を国策としてすみやかに実施せられたいとの請願。

第二号 昭和二十八年十月二十九日受理

ねずみ、こん虫駆除法制定等に関する陳情
陳情者 岡山県久米郡吉岡村長 杉本義夫外一名

ねずみ、こん虫は、伝染病の媒かのみならず各種農作物、山林その他家屋物品等に対してもじん大な被害を与えているから、総合的なねずみ、こん虫駆除法を制定して、これが実施に要する諸費用に対し補助金制度を設けられたいとの陳情。

第七号 昭和二十八年十月二十九日受理

凶作対策に関する陳情

陳情者 長野市景町長野県農業共済組合連合会長 清沢光躬

本年の凶作対策として(一)保険金額の増額、(二)共済保険金の早期支払いとこれに対する利子補給の金額国庫負担、(三)損害防除費全額国庫負担、

(四)農業共済団体事務費国庫負担増額等の措置をすみやかに実施せられたいとの陳情。

第二二二号 昭和二十八年十月三十日受理

凶作対策に関する陳情

陳情者 群馬県議會議長 金子金八

本年の農作物の作況特に稲作については、六月以降半年の約半分という極度の日照不足および低気温の連続等最悪の気象条件に加えるに病虫害の大発生により、空前の凶作にたたり、農民の物心両面にわたる苦悩は真に筆舌に尽し難いものがあるから、これが救済のため、すみやかなる措置を講ぜられたいとの陳情。

第二一五号 昭和二十八年十月三十日受理

人造米推進に関する陳情

陳情者 東京都千代田区大手町二ノ八全国販賣農業協同組合連合会内農村工業甘藷澱粉協会内 山崎恒

人造米の推進に当つては一時的の施策に終り、過去の未利用資源開発、甘藷キエアリン澱粉等の如き結果に終らないよう永続的の食糧政策として強く取上げ健全な発展を図られたいとの陳情。

第一五五号 昭和二十八年十月三十日受理

林業改良普及事業に関する陳情

陳情者 岐阜市北八ッ寺町七岐 岐阜県山林協会内 森三郎外四名

林業改良普及事業は、各種の悪条件のため所期の成績をあげることは極めて困難であるから、普及員の増員、巡回指導旅費の増額、普及事業費の充実等林業改良普及事業の強化を図るため明年の予算編成に当つて、特別の措置を講ぜられたいとの陳情。